

「英国における児童・少年問題関係諸機関の調査報告」(1)

緒 方 直 人

目 次

- I へはじめに
- II 民間機関
 - 1 レイナー基金
 - 2 カソリック児童協会
 - 3 全国児童問題協会
- III 公的機関
 - 1 プロベーション・サービス関係機関
 - 2 ソーシャル・サービス関係機関(以上、本号)
 - 3 教育関係機関(以下、次号)
- IV アンケート調査の分析
- V 総括

I へはじめに

筆者は、一九八九年一〇月三日から同月二〇日まで三週間に亘り、英国に於いて「児童・少年問題に関わる諸機関」の現状を調査した。これは文部省の一九八九年度科学研究費(国際学術研究)の補助を受けた「家族機能障害の実態と障害

除去の諸施策の研究―英仏の比較検討―（研究代表者―有地亨九大名誉教授、現聖心女子大教授）の一環として実施されたものである。同調査は、離婚問題、児童・少年問題、老人問題という三分野に亘る調査であった。筆者は、神奈川大学の川田昇教授とともに、その内の児童・少年問題を担当することとなった。

われわれは同じく文部省科学研究費の助成を受けて、一九八四―一九八六年にかけて非行少年の家族関係・家族機能に焦点をあてた調査を実施したが、その結果、非行少年を生み出した家族は一般少年の家族と比較して、子の監護機能を中心とする深刻な家族機能障害を引き起こしているという事実が明らかになり、さらに、わが国における現行の関係機関は、少年問題のそうした背景を考慮してこの問題に十分に対処し得るだけの実態にはないという結論に達したのであった（有地亨編著『現代家族の機能障害とその対策』（ミネルヴァ書房、一九八九年）、緒方直人「少年非行関係諸機関の職員に対する調査（家族機能を中心とする）結果の分析」、鹿児島大学・法学論集二三卷一・二合併号、一九八七年）。

今回の英国調査の目的は、前記の日本の実態調査結果を年頭に置いて、英国の関係諸機関を調査し、その客観的な調査結果から我が国に於ける「児童・少年問題関係機関のあるべき姿」を探ることであった。ゆえにインタビューにおける質問やアンケートの質問項目は、原則として、前記日本における調査結果と関連性のある事柄に絞られている。

われわれが面接した職員は、民間機関―一〇名、公的機関―二四名（内訳―プロベーション・サービス関係―五名、ソーシャル・サービス関係―四名、教育関係機関―四名、研究者―一名）であり、総数三四名に及んだ。本報告では、これら職員へのインタビューから得られた知見を可能なかぎり客観的に明らかにすることとした。なお、補助的調査として、機関職員を対象としたアンケート調査と親を対象としたアンケート調査を実施したが、紙幅の関係と調査後多忙のため、かなり時日を過ぎたこともあり、とりあえず本報告は前者に限定し、職員へのインタビュー調査のうち「教育関係機関」、「アンケート調査の分析」および「全体的総括」は、次稿に譲らざるを得なかった。

II <民間機関>

まず民間機関の検討から始める。英国における福祉サービスのネットワークの中で、各種の民間機関の果たす役割は重要かつ特徴的である。われわれもそうした期待をもって、若干の民間機関を訪問した。ただ民間機関については、そのサービスの内容を事前に明確に知ることが困難であるため、訪問してもわれわれの目的からは、あまり役に立たないこともあり、本稿ではそれらを割愛せざるを得なかった。本章では、重要な示唆を与えてくれた機関に限定して報告する。

1 レイナー基金 (Rainer Foundation)

われわれは、調査開始直後(一〇月四日)にレイナー基金のロンドン本部を訪問した。まず、同基金の責任者であるリチャード・ケイ氏(Mr. Richard Kay)へのインタビューによって、以下の概要を把握した上で、続けて個別的な質問を行った。

(1) レイナー基金の概要

レイナー基金は、チャリティーを目的としたプライベート機関として一八七六年に創設された。創立者の F. Rainer は、英国教会の禁酒会 (Temperance Society) のメンバーであり、ボランティアとして活躍した人物である。

今日のレイナー基金の提供する援助・サービスをまとめると、概ね次の様である。

- a 犯罪青少年に対する各種の処遇 (Treatment)
- b 問題を抱えている若い女性への各種の援助
- c ホームレスの青少年への各種の援助

こうした援助・サービスの提供は、当機関の歴史を背景として、ロンドンの南部で実施されてきたが、最近ではイングラッド中部や北部にも拡大しつつある。

同機関の歴史に言及すると、一八七〇年代に遡るが、この時期は、飲酒を理由として年に二・五万人が収監され、かつその当時、青少年のための特別の裁判所はなく、青少年は大人と同じ裁判所に送られたのである。レイナーは法廷にミッショナリーを送って、裁判所において彼らを援助した。一九〇七年になると彼らは、プロベーション・オフィサーとして知られるようになった。一九〇七―一九三九年の間にロンドンとミドルセックスにおいて一四〇人のプロベーション・オフィサーを送り出した。そして一九三六年の内務省 (Home Office) のレポートがプロベーション・オフィサーを公的地位に置くまでプロベーション・オフィサーは公的・私的それぞれの地位を有するものが相半ばしていた。したがってこの時点まではプロベーション・オフィサーを訓練し送り出すことがレイナー基金の仕事の中心をなしていた。

同時にこの時期、子供の福祉の意識の高まりのなかで、ホームレスの子供のための収容施設が造り出された。そして子供がもの乞いや盗みをした場合、その家族に問題があると考えられることが多く、そうした子供は Children's Home に送られたのであるが、彼らを (二―一六才の子供を対象として) ロンドンの家族からひきはなすために Children's Home はロンドンの外に造られたのである。そういうことでこのファウンデーションは二才以下の子供は対象としていない。

この Children's Home の目的は、子供に教育を与え、仕事を教えることであつたが、子供を家族のもとへ帰すことは考えられていなかった。家族に問題があるのであるから、子供を家族から引き離すことに意義があると思われていたのである。

一九三九年以降、プロベーション・オフィサーは公的機関となつたため、このファウンデーションの仕事ではなくなつたが、Children's Home の仕事は引き続き実施している。しかし、キリスト教のチャリティーの時代は宗教の使命に基づいて実施していた訳であるが、六〇年代七〇年代になって来ると、医療の問題・社会科学の問題と考えられ、処遇 (Treatment) として位置付けられるようになってきた。

この時期になると、一般的に子供はそのコミュニティの中で家族とともにあるべきだという考えが強くなり、Children's Home へやることにも消極的であった。ところが、逆にこの時期にボースタル (Boystal) (二一才以下の少年を収容) へ収容される少年の数が増加したのである (従来七回ぐらいの犯罪歴の少年が収容されていたのが、七〇年代以降は一回でも収容されるようになった)。

治安判事 (Magistrate) は、どうしてすぐに少年を刑務所に送るのか。どうして家に留めておかないのか。これが問題とされた。その理由としては、治安判事が少年を送って懲罰すべき施設がコミュニティのなかにほとんど無かったことである。そして中間処遇 (Intermediate Treatment) には治安判事は反対であった。この当時、ソーシャル・ワーカーが持っていた理論は「社会的に不利な状況に置かれた少年」も「犯罪少年」も差が無いというものであり、同じ処遇 (Treatment) を与えることになっていた。治安判事は、これに反対であった。治安判事は、その多くが中間層の出身であり、貧困層には行けないセーリングや山登りに犯罪少年がどうして行けるのか理解できなかつた。ゆえに刑罰的見地に立つ多くの治安判事はソーシャル・ワーカーのプログラム作りには不信感を持ち、多くの場合に刑務所に送致したのである。

以上の認識の下に、主として左記のプログラムを実施している。

① 「危機にある少年が刑務所 (Prison) へ送られることを防止するプログラム」を実施している。これは一七才以下の少年に関して少年が逮捕され、少年裁判所 (juvenile court) へ送られると、こちらのスタッフをコートへ送ってレポートを提出するというものである。少年の行為・犯罪に関するレポートであり、犯罪理由や内容が中心であり、家庭の問題は含まれていない。五か月ぐらい一緒に仕事をし、裁判所に監督命令 (Supervision Order) を求め、学校を終えてセンターへ通ってくる少年にひとりのスタッフがついて二時間程度犯罪自体に関する話をする (始めの二―三か月は週四回)。どうして犯罪を犯すようになったか、そのバックグラウンドを、そしてどのようにしたら犯罪を犯すことを止めることができたかを、少年自身が理解できるようにさせる。その後 (三か月後、通ってくる回数はいくつ減るが)、一般的な〇二

fence の問題について話をし、犯罪が少年自身と社会にたいしていかにダメージを与えているかを理解させる。

そしてプログラムの最後の段階でコミュニティの中で仕事をさせる（老人ホームの仕事のような）。少年に社会へのお返しをさせる。少年に自分を子供としてではなく大人として社会は見ているのだということを認識させる。コミュニティと少年との和解（Reconciliation）を目的にしているのである。

② 「ロンドン南部で刑務所に収監される危険を持つている青少年（黒人を中心とする）に対するプロジェクト」を実施している。社会から疎外されていると感じている人々をこのプログラムに入れることは、非常に困難であり、そのためにスタッフは、彼らの住んでいるコミュニティや住まいへ足を運んで、プロジェクトへ参加するようにしむけている。また、ロンドンには多くのホームレスの少年がおり、彼らのためのプロジェクトとして二つのホームを経営している。

③ 「少女のための相談施設」を経営している。非行の数は男子九に対して女子一であり、少年裁判所に女子が送られることは少ないにもかかわらず、若い女性の行動は、ソーシャル・ワーカーの心配の種となっている。少女の問題行動（非行・家出・多くの男性との性行為等）の背景には家庭の問題（父親や継父からのセクシュアル・アビューズ等）があり、Children's Home のような施設へ収容されることが多いからである。この施設は収容施設ではなく、少女が家族とともに生活しつつ、通ってきて自分の生活を改善することを目指している機関である。

（2）個別的質問とその回答

以下の質問は、われわれの調査の問題意識と結び付いたものであり、その他の機関においても、質問の柱となるものである。

① 「機関の目的として、青少年を収容施設に送らないように援助を与えるということであったが、その際、スタッフが少年の住まいやコミュニティに出向いているという説明があった。その場合に、家族のプライバシーに抵触すること

がないか。」

(回答) 「この機関が扱う対象は、刑務所に送られるリスクの高い少年であり、とくに黒人が多く、彼らは刑務所に送られることを普通のことと考えている場合もあり、(啓蒙的に) スタッフが少年の住まいやコミュニティに向いてこのプロジェクトに来るように仕向けることが重要だと考えている。また、プロベーション・オフィサーはその大半が白人であるのに対して、この機関の職員は約五〇パーセントが黒人である(少年が親近感を持つ、プライバシーの侵害と受け取らない)。」

② 「問題を抱える少女の場合、多くが家族の問題をその背景に持っているという指摘があったが、援助の中でこの問題はどの位置付けられているか。」

(回答) 「問題を抱える少女は、自分自身に対する評価が非常に低いので、カウンセリングをしてこれを高める努力をしている。まず家族全体の問題だとするよりも、子供だけを対象にする方が簡単なので、本人を対象にした援助を提供する。その際、家族の中で現在暴行を受けているという証明があれば、家族から離して Children's Home へ収容するといった措置をとるが、過去においてそういうことがあって、それがいまの問題行動に関連しているという場合は、家庭からセンターに通わせて援助を与える。」

少女が家庭の不平等から強い影響を受けている様なケースでは、家庭の問題を一体として捉えて対処することも実際に行なわれていて、この機関の下にある女性のための機関では、四人のスタッフが家族の問題として捉えて、家族を援助の対象としている。そうしたスペシャリストのグループがある。また、そうしたソーシャル・ワーカーを訓練することにも力を入れている。

しかし、この一〇年位問題とされて来たことであるが、ソーシャル・ワーカーが子供から老人まですべての問題に対処せねばならないと言われてきた。そういうことで(専門性の低下した)ソーシャル・ワーカーが家庭に行っても、子供の

問題の背景に家族の問題があるということに気が付かないということが批判の対象になっている。」

③ 「最後の点について、一九七〇年地方当局ソーシャル・サービス法 (Local Authority Social Services Act) によって、ソーシャル・サービス・デパートメントが作られ、ソーシャル・ワーカーが子供から老人まで全てを担当することになって、その専門性が無くなったことに対して、批判的な見方をしているのか。」

(回答) 「シーボーム・レポート (Seeborn Report) に基づいて、この法律が出来たが、彼が意図したことが実現したわけではない。その意図はスペシャリストがいけないのではなく、あまりにも細分化しているので、機関の内部で協力してやることが必要だということであった。これが勘違いされてこういう結果になった。これ以前はひとりのクライエントは一五人位のソーシャル・ワーカーに会わなければならなかった。こうした煩わしさを除去せんとしたのである。」

かくして今言われ始めていることは、問題を全般的に扱うソーシャル・ワーカーと共に専門家が必要だということである。ソーシャル・サービス部があまりにも大きな機関になってしまったので、今求められているのは、もう少し小さなスペシャリストのチームであり、パッチ・チームと呼ばれている。これによって中央集権的な扱いではない小さなスペシャリストのチームのなかで処遇 (Treatment) を受けるということが求められている。このパッチ・チームの中にはソーシャル・ワーカーだけでなく、同じ地方当局のハウジング・チームのスタッフも加わったりする。

クライエントがジェネリック・ソーシャルワーカーに会って話をして、専門家の対処が必要だと判断した場合、スペシャリストへ送ることが今後追求されていくのではないか。実際そういうことはなされてもいるし、始められている。このチームは地域社会という小さなコミュニティのなかに入りこんで仕事をすることになるので、そのコミュニティの人々は、容易にこのチームの存在を知ることができる。」

④ 「当機関と公的機関 (ソーシャル・サービスやプロベーション・サービス) との連携はうまくいっているか。」

(回答) 「地区によって異なる。こちらからはパートナーシップということ唱着ているが、公的機関が責任を持つべきだという考えもあって難しい点もある。政府がチャリティの機関に金を出してプロジェクトを作らせていることに批判的な意見もある。チャリティの機関が政府の資金を得ることによって政府のエージェントになってしまい、プロベーション・サービスに取って代るのではないかと不安視しているのである。」

(3) レイナー基金の個別プロジェクト

① フィッツジェラルド・プロジェクト (Fitzgerald Project)。 [概要] で述べたレイナー基金が「ロンドン南部で経営しているプロジェクト」である。同日、昼に訪問し、昼食をともにしながら、プロジェクト・ディレクターのマクドナルド氏 (McDonald Director) と一名のワーカーにインタビューすることができた。

プロジェクトの概要について、次の説明があった。このプロジェクトは、非行を犯して監獄に送られるような一五歳から一八歳の少年を対象にして援助を提供している。少年たちは法廷に出るのと平行して、このようなプロジェクトのスタッフ等と会って援助を受ける。このようなスタッフのチームをアウト・リーチ・チーム (Out Reach Team) と呼んでいるが、メンバーは3名である。

アウト・リーチ (手をさし伸べる) という名前の由来であるが、実際にスタッフが少年の元へ出て行くことが多いことから、この名前が付けられた。少年の家族の元へ出掛けていくことも多い。ここへ来る少年は、一六歳以上のものが多いのだが、そういう年令の少年というのは、一回の犯罪でここへ来るのではなく、既に何回かの犯罪を犯しているケースが多い。彼らは社会に対して幻滅を感じていたり、家族とのトラブルを抱えていることがあり、なかなかここに自分からは積極的に来ないことも多い。そういう場合に、スタッフがそこに行って、どのような問題を抱えているから、ここへ来ないのかを調べる必要が出てくる。その上でその問題を解決して、少年にこの機関に来るようにさせ、ここでの援助を受け

させるようにする。そのような理由から、この名前が付いた。一六歳より若い場合は、それが一回目の犯罪であることも多く、そのような複雑な問題を持つていないこともある。彼らは学校をさぼったかして社会から落ちこぼれた人々であり、ワークショップを開いたり、読み・書きの教育を施したりして社会に復帰させる必要があり、その種の援助を行っている。更に専門的な訓練という場合には、この施設から一〜二マイル離れた施設での第二プロジェクト (Fitz Technology) があり、それが職業訓練の性格を持っている。また、ロンドンには多くのホームレスの少年がおり、彼らのためのプロジェクトとして二つのホームを経営している。

われわれは、マクドナルド・ディレクターに対して、前記のケイ氏への質問と同一の質問をぶつけた。すなわち「アウト・リーチ・チームの援助は、問題のある子を機関の職員が捜し求めてきたということを意味し、地域社会でそのことが知れるということに対して家族からの反発は無いか」と質問した。それに対しては、根本的にはケイ氏と同旨で、より具体的な注目すべき回答があった。

「そういうことは起こり得る。しかし、そのような家族の多くは、職員がその家に行く前に既に問題を抱えていて、何度も地方当局のソーシャル・ワーカーが家族を訪問しており、家族はそのようなソーシャル・ワーカーを恐れ、権力的に受け取っているので、そういう点では、ここのスタッフは暖かく迎えられる。又少年が黒人の場合は、こちらのスタッフは黒人のスタッフが行くから問題が少ないが、地方当局のワーカーは殆ど白人のスタッフである為に反発されることもある。更にこの機関がボランティアの機関であるという点が、大きな利点と言える。『当局』というだけで反発する人も多い。われわれの場合は、アウト・リーチ・チームの職員が出掛けて行って、家族や親と話をしていると、子供の問題を離れて自分の相談をもちかけてくることもあり、その解決に助力することもある。」

② C A L I。「概要」で述べたレイナー基金が経営している「少女のための相談施設」である。ロンドンの北、エセックスのバジルドン (Basildon) とこう閑静な町にある。ケイ氏の車で二時間程もかけて、同日、夕刻に訪問し、プロジェ

クト・リーダーのクックさん (Soe Cook, Project Leader) とレイウッドさん (Rita Heywood, Family Worker) の二名の女性職員にインタビューすることができた。C A L I という名称は 'Care, Alternatives, Resources, Liaison, Information' であり、それぞれイニシャルをとったものであり、少女とその家族とに援助を与える機関である。英国に於いても家族の中で女性、とくに女の子が占める地位は低く、もつとも弱者の立場にあることが多い。家族構成に根ざした問題を抱えていることも多い。家庭の中でセクシユアル・アビューズに苦しむ少女のケースもあるし、母親が亡くなって父親が再婚した場合に、後妻が夫の愛情を独占するために娘が親から排除されてしまうケース等、種々様々である。バジルドン地域においても、問題を抱えている家族は多いが、そのすべてに対応することはできず、とくに深刻な問題を抱えている人に限ってここで援助を与えているというのが実状であるという説明であった。

そこで、クライエントから当機関は利用しやすいと思われるか、アクセスの容易さについての質問をしたが、次のような回答を得た。

「以前は容易だったと思う。誰でも電話で申し込んで利用できるプロジェクトがあった。しかし利用者が多すぎて、四人のスタッフでは対応できなくなった。そこで、問題を抱えている少女を援助するのはソーシャル・サービスの役割だということ、ソーシャル・サービスを通して、これと協力して援助している。ところが、ソーシャル・サービスは多くと同じような事件を抱えていて、十分に手が回らないこともあり、その意味で数々の官僚的形式主義 (Red Tape) があるとも言える。」この点は、C A R I が出している宣伝パンフレットにも、「ソーシャル・ワーカーやあなたの家族とともに申込書に記入するか、C A R I に行きたいとソーシャル・ワーカーに申し述べてください」と書かれている。しかし、そうした職員不足も、たとえばステップ・ペアレントの自助的グループの形成を支援する等、自助的グループ形成とその活動を支援・援助する形で活動の幅を持たせているようである。

また、他機関との連携についての質問に対して、地区のソーシャル・サービスは当然のこと、プロベーション・サービ

スやヘルス・サービスとの一つの機構が作られており、色々なケース（児童虐待をも含んで）がモニターされているとのことであった。さらに、施設上は余裕があるため、上記のような種々の自助的グループが当建物を利用していることや、青少年に関わる各種の機関のワーカー（公的機関も含んで）がこの建物で会合を開き、活動の現状、サービスの状況、サービスの重複の有無、スタッフの配置等々を議論し、協力しあつて問題解決を行つており、こうした中でイノヴェイティブな活動が生み出されている。C A R Iはそのような場を提供しているということであつた。

総合的な援助機関の必要性については、「英国では、沢山の各種の機関があつて、別々に活動している訳だが、センターということになれば、非常に大きな機関でなければならぬだろう。問題を抱えた少女がここへ来れば同じ悩みを抱えた多くの少女を知るだけでも、自分の感情を良い方向に変えていくことができる。個別の機関の利点がここにあるが、大きな機関の場合ではこれが無いのではないか。また英国では各スペシャリストの間で、ライバル意識が強く、価値観の相違が大きい。精神科医は自己の力を高く評価するために、精神科医とソーシャル・ワーカーがチームを組んでも、力関係のバランスが取れず、ソーシャル・ワーカーがこの少年の問題は家族の問題だと判断しても、チームの中で衝突が生じる。その結果、一つの機関と言つても、専門家の部屋は別々で、治療も別々に行なわれるということになりはしないか。要するに、各種の機関が一緒になつて何かをしていくことが大切であり、協力関係を作り上げることは時間がかかり、困難なことだが、これを追求しなければならぬと思う」と、消極的な回答であつた。

2 カソリック児童協会 (Catholic Children's Society) (訪問日、一〇月九日、ロンドン)

(1) カソリック児童協会の概要

この機関は、ウエストミンスター管轄区の中で活動を行なっている。このウエストミンスター管轄区は五つの地域に分

かされている。その地域毎に一人のピシヨップがいる。西部、東部、中央部、ロンドン北部、ハンブシャーをカヴァーしている。その地域ごとにファミリーセンターを持っている。

「スクール・カウンセラー」 学校に行つて実際に問題を持っている子供たちと接触を図る。子供の問題は家族と関わりがあることが多いので、その場合、親が関わってくることもある。親がソーシャル・ワーカーと一緒に問題に関わったり、子の問題に応じて教育心理学者や医者その他のサービス機関と関わる。この問題に関与する職員は、スクール・カウンセラーと呼ばれているが、これはソーシャル・ワーカーとしての資格を持っているのみならず、教師としての資格も持っている。彼等はアドヴァイスを与えるだけでなく、カウンセリングを行なう。これはウエストミンスター・パストラル基金 (Westminster Pastoral Foundation) で行なわれている。スクール・カウンセラーはヘルパーとしての役割を持っている。問題がスクール・カウンセラーの能力を超える場合は、公的機関に回すか、同種の慈善団体へ行くことになる。そうした慈善団体のひとつにアルノミー (Alcoholics Anonymous) というのがある。家族がバラバラになる原因のひとつに親が酒飲みであるという場合があり、これが子供の非行につながることも多い。こうした場合は子供と話をするだけでなく、こうした機関を紹介して援助を求めることもある。

「ファミリー・センター」 われわれの仕事は大別すると二つあって、一つは家庭の崩壊を防ぐということ、もう一つはシングル・ペアレントの援助の問題である。ファミリー・センターは、それぞれのセンターによってサービスの内容に違いがあるが、ロンドンのイーストエンド地区にあるファミリー・センターは、二人のソーシャル・ワーカーが働いていて、援助や助言を与えたり、クライアントの代理としての機能を果たしている。また家族の崩壊を防止するための援助を提供したりしている。さらに同センターには二人の保母 (Nursery Nurse) がいて、これは五歳以下の幼児を対象に行っている。子供と親を一体にして親が子供をどうやって遊ばせるかとか、子供の行動をどのように評価して次の段階にもって行くかかといったようなことを理解させるための援助もしている。また母親に家事(家計の予算の作り方、料理、裁縫等々)

も教えている。

家庭内で子供が虐待を受けているときは地方当局のソーシャル・サービス、ソーシャル・ワーカーと協力して働くことになる。この機関はチャリティー機関であり、子供を家庭から取り去って施設に収容して保護することはできない。ケアに付された子供の世話をこの機関が見ることもあるが、そういう場合は実際に家庭を訪問して両親と話をするようなこともしている。そうすることによって父子関係・母子関係を改善するために努力している。親に育児の技術を教えることによって親子関係改善の援助もしている。

(2) 個別的質問とその回答

① 「この機関はカンソリックなので、カンソリック系の学校から要請されたり情報を受けたりして、問題を抱えた子供への援助を提供しているのか」という質問をしたが、次の様な回答を得た。

「この機関はカンソリックであるが、子供がカンソリックでない場合にも援助は受けられる。機関が開設された当初に、全ての中学校 (Secondary School) に、このような機関を設置した旨の連絡をいれた。その結果、興味があると云ってきた学校に出掛けた。その場合でも校長がこの機関のサービスを承認しなければならぬ。学校によっては毎週一定の日時にサービスを提供する機会を持つものもあるが、問題がある毎に出掛けていく形をとる学校もある。またセクシユアル・アビューズのスペシャリストを送って学校でミーティングを開くような活動も行なっている。」

② 親からの直接の相談といったこともあるかということ、さらにこの機関の知名度やクライエントからする機関へのアクセスの難易について質問した。

(回答) 「親も子供もこのサービス機関の存在を知っており、子供が直接カウンセリングを希望して来ることもあるし、教師がアドヴァイスをした結果としてカウンセリングを申し出ることもある。また教師が親にアドヴァイスをした結果と

して親がカウンセリングを申し出ることもある。

この機関は、すでに一〇〇年以上の歴史をもっており、慈善団体として続いてきた。カソリック・スクールは毎年この機関の為に募金を募る。親は自分たちが子供の時はそうした、その親も……という形で、機関の存在は広く知られているが、機関名は以前はビクトリア朝の殉教者名を機関の名称にしていたので、現在の名称に変更した。その点で年配の人が以前の機関と同一の機関であることに気づくかという問題はあるかもしれない。

また、地方当局のソーシャル・ワーカーと違って子供を親から引き離すようなことをしないので脅威として受け取られない。われわれは非常にアクセスしやすいと受け取られている。

われわれのスクール・カウンセラーに類似したものとして、地方当局のソーシャル・サービス・パートナーメントの中にスクール・ソーシャル・ワーカーという職員がいて、その数はあまり多くなく、学校のなかで活動しているが、通常、貧困地域に限ってサービスを提供している。」

③ スクール・カウンセラーが家庭を訪問して子供に援助を提供する時に、その援助をめぐって親とカウンセラーとの関係がうまく行かないことがあるかということ、あるとすればその時はどうするかを質問したが、この点は質問の意図が必ずしもうまく伝わらず、回答はセクシュアル・アビューズや虐待のケースに特定されてしまった。

「子供がセクシュアル・アビューズを受けているときや、性的でなくとも虐待を受けている時は、親の協力を得ることは難しい。そういう場合は親とは協力していない。しかし親には子供がスクール・カウンセラーに会って相談したり、カウンセリングを受けている事実は知らされている。」

④ 公的機関との関係については、子供が家庭内で虐待を受けているようなときは地方当局のソーシャル・サービスのソーシャル・ワーカーと連携をとることは前述のとおりであるが、さらに次の指摘があった。

「社会はその弱いメンバーを保護する義務がある。親に問題があって、その結果、子に影響が出る。家庭に問題がある

ということは、社会に問題があつて家庭に負担をかけるからである。失業、政府の政策、マスメディア等々。こういうなかでボランティア機関・チャリティー機関が家族の問題を取り上げるようになり、ソーシャル・サービスはそれに遅れて家族の問題を取り上げるようになってきた。」ボランティア、チャリティー機関の先進性を述べた点が印象的である。

3 全国児童問題協会 (National Children's Bureau) (訪問日、一〇月五日、ロンドン)

(1) 全国児童問題協会の概要

ロンドンの北部イズリントンにあり、ビューローという一見政府機関のような名称を持つてはいるが、ボランティア機関である。われわれはアシスタント・ディレクターのバーリッジ氏 (Mr. David Berridge, Assistant Director) にインタビューすることができた。以下はそのインタビューから得られた「機関の提供するサービスの概要」である。

「提供するサービスの内容」 当機関は家族、学校及び社会における児童のニーズに関わる全国的かつインターディンタリーな機関であり、地方当局 (ソーシャル・サービス、教育、ヘルスの各デパートメント)、専門家の諸団体、ボランティアの諸団体、大学その他の教育機関が、会員となって構成されている。したがつてこの機関では、実際にプロジェクトを実施している訳ではなく、この機関が行っているのは、a 調査、b プロジェクトの開発、c スタッフのトレーニング、d 政治家への圧力行動等であり、このような活動を通して子供の福祉を向上させるための諸活動を行なっている。われわれがとくに対象にしている児童は、a 学齢前の子供、b 心身の障害を持つなどスペシャル・ニーズを持っている子供、c 両親が離婚したり、その危機にあるような子供である。

このような問題を抱えている子供達は現在地方当局の三部局、すなわち「ソーシャル・サービス部」(Social Service Department)、「教育部」(Education Department) 及び「保健部」(Health Authority) で対処されているが、この三つの管

轄は、偶然的に生じたものであり、ある種の子供はどの部局の管轄からも外れてしまうことがある。このような問題は、三部局の関係が平行的になっていくことから生じている。どうしてこのようになっていくのか、どうすれば子供や親へのサービスの質が向上し法的保護がより大きくなるかといったことをも調査の対象にしている。

また家族の破綻を予防するための「予防プロジェクト」を、現在二つの地方当局と進めている。このプロジェクトは、ソーシャル・ワーカーの仕事を手助けして、その仕事の内容を改善すること、そしてそれを通して子供の福祉を達成することを目指している。

「機関の性格と資金関係」 機関の性格はチャリティーの機関であり、資金は、総額一〇〇万ポンド、約半分が中央政府から、後の半分が会員から出資されている。会員は、個人会員のみならず、前述の公的・私的諸団体から構成されている。

当機関は、英国における児童問題のセンターになっている。児童問題を扱う他の類似の諸機関はすべて当機関の会員となっており、当機関を運営する運営委員会の委員ともなっている。個人会員は、通常各種の機関で働いている職員であり、プロジェクトにも参加する。

このような機関の性格から、当機関は政府に対して、その政策面で強い影響力を持つことが必要になるが、ここに一つのジレンマがある。政府から資金の援助を受けているために、政府の政策を批判することが難しいということである。したがって資金的にもう少し政府から自立したいと考えている。金はきわめて効果的なコントロールの手段である。

「職員数と支部の構成」 七〇名の職員が働いている。そのうち約半数が専門職員で、残りの半数が補助的仕事をしている職員と運営関係の職員から成っている。全国各地にローカル・グループと呼ばれるグループがあるが、これには職員はいない。このメンバーがそこに外向いて話し合いをするという形をとっている。ただしスコットランドとウェールズには、遠隔地なので支部を造ろうという計画がある。

(2) 個別的質問とその回答

①「当機関は、英国における児童問題のセンターになつてゐるとのことだが、英国における各種機関のサービス提供上の連携はとれてゐると思うか」と質問したのに対し、次の様な注目すべき回答があつた。

「この国の問題の一つであるが、各種の専門家はそれぞれバラバラに仕事をしており、互いに話し合うということがない。その点で先に述べたローカル・グループというのは、非常におもしろい存在であると言える。われわれはそこで教師、ソーシャル・ワーカー、ヘルス・ビジター、家庭医(GP)といった子供の福祉に関心を持つ人々の話し合いの場を作ることに努力してゐる。われわれのグループが、各種の専門家に異なつた考え方を理解するための場を提供してゐるのである。このローカル・グループは一二あり、年に四回そのグループの代表が、この本部に集まつて会合を持ち(グループは資金を持たないので費用はこの機関がもつ)、またこの職員が地域に出向いて、この機関の仕事の内容について話をし、さらに地域独自の問題についても話し合いを持つ。プロジェクトが作成された場合、そのプロジェクトに関係する地域のグループのメンバーがその中に入ることもある。

児童問題はいくつかの異なつたアスペクト(社会福祉的、金銭的、教育的)を持つており、これらは政府、地方当局、ボランティア機関等がコンタクトをとつて解決せねばならない問題である。当機関はこうした努力をしてゐる。」

② 子供の情緒的な問題の背景に家族の問題があると仮定すれば、家族問題に責任を持つて部局を作つて対処させる方が良いのではないかと質問した。直接的な回答はなかつたが、次の様に回答した。

「指摘のように、子供の問題の内、主要な問題は家族内にあるから、教育当局が第一義的責任を取るべきではないと考えてゐる。教育当局は、教育問題に関心を集中し、家族問題を無視する。しかし、ソーシャル・サービスだけでも不十分であり、ソーシャル・サービスの方は家族問題に関心を集中し、教育問題を無視する。子供はそのどちらにも必要なのである。」前述のように、三部局の管轄の在り方を当機関が主要な調査対象としてゐるところから、おそらくこのような回答

になったものではないかと思われた。

③ 親権の剥脱の件について、親権と国家或いは公権力の関係をどう見ているかを質問したところ、この時期に論争的になっていたセクシユアル・アビューズに焦点を絞った回答がなされた点が、印象的であった。

「それは、よく論争的になる問題である。最近では子供の虐待、とくに性的虐待に関して親権の剥脱を行使することがある。しかし証拠となるものはつきりしないことが多く、親権を尊重するか、子供の保護を優先させるかということに難しい問題を生じている。当機関では、子供の権利の尊重の観点をもっと発展させるべきだと考えている。」

④ そこで、上記③に関連して、「性的虐待の証拠が明確な場合は別として、ソーシャルサービスその他の機関が、どこまで家族のなかに立ち入って調査を実施したり、援助を提供したり出来るか、その限界は」という質問をしたところ、次のような注目すべき回答があった。

「英国では、そうした問題において、子供や親を保護するという福祉に重点を置くか、それらをコントロールすることに重点を置くかが問題となってきた。歴史的に見ると、英国の社会福祉サービスには懲罰的などころがあって、それは、対象としてきた家族が貧困家族であったことにもよる。最近までソーシャル・サービスが親権をあまり認めず、家庭に介入して親権を剥脱するというようなことがあった。現在、法が変わりつつあって、家族に対する保護という観点が強くなりつつある。今日、親と子供は別々のソリシターを立てることになっている。全てのケースで子供のためのガーディアンが置かれる。このガーディアンは法廷で子供が自分の意見を表明できるように子供を援助する役割を持っている。このシステムは非常によく機能している。」

上記のソーシャル・サービスによる親権の剥脱＝「親権決議」(Parental Right Resolution) に関しては、家族への援助と権力の介入の限界を問う材料の一つとして、他の機関においても問題にした。

⑤ ソーシャル・サービスの評価について質問した。

「広範囲のサービスを提供するというのはいいが、あまりにも大きくなって、レッド・テープとかビュロクラティックといった状況が生じ、一般の人がサービスを受けにくいという欠点が出ている。また一九七〇年法によって、ソーシャル・ワーカーは専門性を持つてはならない、とくに子供の問題に限定してサービスを提供してはいけない、すべての人にサービスを提供しなければならないとされた。今日、これは間違つた捉え方であつたことが知られるようになってきた。そこで現在は、ソーシャル・ワーカーは立法時と比べるとかなり専門性を取り戻して、より専門的なサービスを提供しつつある。」

⑥ 家族問題に関する総合的相談機関の必要性について質問したが、現在英国には無いが、個人的にはそれは良い考えだと思ふとの回答であつた。それ以上の言及はなく、⑤の回答と合わせて理解すると、多分にリップ・サービスの匂いもしないではない。

Ⅲ 〈公的機関〉

公的機関に関しては、主としてオックスフォードにおいて、プロベーション・サービス (Probation Service) やソーシャル・サービス (Social Services) 及び教育関係の諸機関に所属するプロベーション・オフィサー、ソーシャル・ワーカー、教育ソーシャル・ワーカー、教師、カウンセラー等にインタビューした。民間機関はロンドンを中心とし、公的機関はオックスフォードを中心としたのは、公的機関に関しては、われわれの研究協力者がオックスフォード大学のスタッフであつたことによるものであり、他方、民間機関に関しては、その本部がロンドンに集中しているという理由による。

1 プロベーション・サービス関係機関

(1) プロベーション・サービスの概要

プロベーション・サービスは、伝統的には犯罪者として認められた者または裁判所や少年裁判所の手続きに関わりを持つた者を処遇する機関とされ、犯罪の可能性を減少させ、犯罪の減少と抑制に寄与することが目的とされた。今日ではプロベーション制度は、刑務所に収容されている犯罪者より、多くの犯罪者を社会内で処遇しているとされる。われわれが本調査に先立って一九八七年に実施した予備調査において、ソーシャル・ワーカーのシム氏 (Mr. Sim, 今回も面接した。後述) は、「過去五年間において、オックスフォードの少年裁判所における拘束刑の数は激減した。それは拘束刑の替わりに中間処遇 (Intermediate Treatment) を伴う監督命令 (Supervision Order) を採用することが多くなったからだ」と回答している。

プロベーション・サービスは、その財源を八〇%は中央政府 (内務省 Home Office) に、残る二〇%を地方当局に依存している。そして約五、五〇〇人のプロベーション・オフィサーが全国に配置されている (グラハム・W・スマイス、菊地和典訳「イングランドにおけるプロベーション制度と少年非行の現状」、ケース研究二〇七号三七頁以下)。一九八七年に実施した予備調査におけるわれわれの質問、「機関の法的性格をどう見るか」という質問に対して、ホルブルック氏 (Mr. A. Holbrook, Assistant Chief Probation Officer) は、「司法機関とも行政機関とも言えない」と回答し、その理由として上記の財源の問題をあげた。

また、個々のプロベーション・オフィサーは、ソーシャル・ワーク資格証明書 (QSW: Certificate of Qualification in Social Work) を有しており、自らソーシャル・ワーカーとしての強い自覚を持っており、その意味でもプロベーション・サービスは福祉機関としての性格を深められているとも言えよう。

〔提供される主たるサービス〕

(a) 社会調査報告書 (Social Inquiry Report) を作成し少年裁判所に提出すること及び少年に対するスーパービジョン (Supervision) の実施

これらの役割は、一九六九年児童及び少年法の草案の段階では、プロベーション・オフィサーは少年裁判所に関与せず、成人裁判所のみその責任が限定されることが予定されていた。しかし、最終的には、プロベーション・オフィサーが当該少年を既に知っており、その家族に働きかけていることを条件として、一種のソーシャル・ワーカーとして少年裁判所に関与することが認められた。さらに、スーパービジョンについては、地方当局のソーシャル・ワーカーと並んで実施し得るものとされ、今日、一四才―一七才の少年の六〇％はプロベーション・オフィサーのスーパービジョンの下にあるとされ、残りがソーシャル・ワーカーの下にあるとされている (グラハム・W・スミス、前掲論文、二九頁)。そして、このことは、一種の妥協の産物であるが、前述の「一九七〇年地方当局ソーシャル・サービス法」の施行にともないソーシャル・ワーカーの大幅移動が実施された結果生じた専門性の低下を補ったとも言われている (後述、二一九―二二〇頁参照)。

(b) 社会奉仕命令 (Community Service Order) の維持と援助

一九七二年のこの制度の導入以来、この任務はプロベーション・サービスにおける重要な任務となっている。他の分野の機関の職員との連携が重視される任務とされているようである。

(c) 離婚裁判所における活動

両親の離婚若しくは別居に際して、子の監護や面接交渉に関する紛争において、「福祉報告書」(Welfare Report) を作成し裁判所に提出すること及び「子に関する問題の」(合意援助) (Conciliation) 活動を行なう。オフィサーの仕事の一〇％程度を占めている。

(d) デイセンター (Day Centre) や各種ホステル (Hostel) の経営等々

以下はプロベーション・サービスに属し、各種のサービスを提供するオフィサーへのインタビュー結果である。

(2) オックスフォード、プロベーション・サービス本部におけるディレクター面接(訪問日、一〇月九日、オックスフォード)

第二週目の公的機関の調査開始に当たってまずオックスフォードのプロベーション本部にディレクターのピーター・パトリック氏 (Mr. Peter Patrick, Director) を訪問し、われわれの問題関心からの質問を行ない、管理職としての氏の回答を得た。

① 「オフィサーが少年に対して「Treatment」を施す場合、家族との間にプライバシーの侵害といった問題を生じることはないか」と質問した。

「プロベーション・オフィサーは、親の許可を得て少年の家に入る権利を持っている。もし、親が家に入ることを拒否する場合は、少年を法廷へ出頭させることになる」と告げて、少年の家に入ることを要求できる。また少年にプロベーション・サービスのオフィサーに出頭して面接を受けることを強制できる。少年が拒絶する場合は法廷に訴える。」

② 「少年の親がオフィサーによる少年への援助を拒否したり妨害したりする場合は、そのような問題性のある親と少年を一体として捉えて対処するということはないか。かりに少年だけを改善しても、家族が問題を抱えたままだとその影響で元に戻るといふこともあるのではないか」と質問した。

「スーパービジョン・オーダーにおいては、プロベーション・サービスは親に対しても助言をする。問題がある時は彼らの家庭においてカウンセリングをすることもある。しかし、これは法的権限に基づく強制力を伴うものではない。しかし、一般的に言えば成功している」との回答であったので、さらに「成功していると考えられる根拠」を糾した。その回答は、「スーパービジョン・オーダーにおいては、事前にプロベーション・サービスの指導に服するという親の同意が必要であ

り、同意しなければ少年を法廷に出すことになる」と告げ、助言やカウンセリングをする。成功か否かは、親がこの指導を受けることに対して好意的になったか否かである。また政府は新しい立法を計画しており、両親の責任を強化する方向を出している。これによると、両親が責任を持って行動をしない場合は、両親にも罰金を科すことになる」(この点については、後掲ソーシャル・ワーカー、シム氏の発言参照)ということであった。

③ 「個々の少年のニーズに対応した処遇を追求すれば、担当のオフィサーによって個々バラバラの対応になりはしないか」とオフィサーに対する機関内部のスーパービジョンの問題を質問した。

「個々のオフィサーはシニア・オフィサーによってスーパーバイズされており、助言をうけ、議論を交わしている。このスーパービジョンには個々のケースにおける定期的なレギュラー・スーパービジョンと個々のオフィサーが特別の困難を感じたときのスーパービジョンとがある。また、新しいスキルに関して訓練が施されてもいる」と、管理職らしい自信に満ちた回答であったが、この回答は他の職員にも共通しており、職員におけるスーパービジョンの体系化は、英国の諸機関の特徴のように感じられた。わが国の調査結果との相違を感じた次第である(前掲拙稿参照)。

④ 「少年のニーズに対応した処遇を行なうために他機関との連携をどのようにしてとっているか」と質問した。

「プロベーション・オフィサーはスーパービジョンにおいて責任があるが、学校との間に恒常的なコンタクトを持つことになっている。教師、校長、教育(福祉)ソーシャル・ワーカー(Education Welfare Officer)又は Education Social Worker と呼ばれ、通常は地方当局の教育部に所属している。後述)等と密接な関係を持っている。

シニア・プロベーション・オフィサーは校長やユース・オーガニゼーションのヘッドと一般的な会合を持つが、それ以外は問題毎のコンタクトということになる。

ボランティア機関との関係は、地域によって異なっているが、オックスフォードでは、SCF (Save Children Fund) 計画による LIFE CHANCE というプロジェクトがある。これは、若い人々及び他機関との緊密な関係を持ち、彼らごと

ういうことをしたらよいかについて助言をしている。オックスフォードシャー・ユーストラストというボランティア機関との間にバンバリーでのプロジェクトを実施している(クラブ活動、グループ旅行等々)という回答であった。後で分析するところであるが、英国における各種機関の連携についての職員の肯定的評価は、わが国の同種の調査との比較において顕著な差異を示すものである(前掲拙稿参照)。

⑤ ここでも「総合的機関の必要性」について質問した。若干質問の意図とはズレたかも知れないが、左記のような興味深い回答を得ることができた。

「来年の早い時期にそのことについて、オックスフォードシャーのソーシャル・サービス部のディレクターと話し合いをすることになっている。その議論の一つの課題は少年犯罪の責任をソーシャル・サービス部が全部負うことになるかどうかということである。また、カウンティ・カウンシルの知事と子供の教育に関する協力のあり方についての会合も予定されているが、これはサービスの改善はより良い連携によって可能とされるのか、それとも一つの組織によって可能となるかを議論することになっている。その理由の一つは、内務省は一七〇二才の青年犯罪者(Young Adult Offender)の処遇に関してはプロベーション・サービスに優先権を与えたいと考えていることである。

内務省は一七〇二才の青年犯罪者については、拘禁刑(Custody)を減らしたいと考えていて、そのためにプロベーション・サービスがもっと青年犯罪者に力を注げるようにしようとしている。そうなればプロベーション・サービスの管轄から少年犯罪者(Juvenile Offender、一四〇一七才)が除かれることによって、ソーシャル・サービス・デパートメントの責任がすべての少年の家族に拡大することになる」と回答した。後で検討の対象とするところである。

⑥ 上記の回答は、現在でも大きくなりすぎたという批判のあるソーシャル・サービスの権限をさらに拡大することにもなると思われることから、次の質問を行った。「一九六九年児童及び少年法(Children and Young Persons Act)の福祉的アプローチは必ずしもうまくいかず、一九七〇年法のソーシャル・サービス部の創設によるソーシャル・ワーカーの

専門性の低下も指摘されている。ソーシャル・サービスがそのような現状にあるとすれば、少年非行の責任をこれに全面的に委ねることに問題はないか。」

(回答) 「全体のコンテキストの中でこの問題を見たい。子供が成長すると非行から離れるということが、学者達によって言われ、この点ではわれわれの見解も一致している。ゆえに、トータルに問題を把握することなく特別の問題だけに固執すると、成長しようとする子供たちをシステムの中に綴じ込めてしまう危険がある。一九六九年法の結果かえってより多くの子供たちが法廷によって家庭から離されてしまった。その意味で福祉的アプローチは、機能しなかった。そのエラーが、今、修正されようとしている。」

そこで、直接的に「一四才―一七才の少年に関してスーパービジョンの責任がプロベーション・サービスとソーシャル・サービスとでオーバーラップしていることは、問題があるということか」と聴いたところ、「資源(金、スタッフ、時間)の無駄使いだ」と極めて明快な回答がかえってきた。これらの回答は極めて重要な指摘である。後で総合的に分析の対象にした。

⑦ 「機関が現在クライアントに提供している援助についての自己評価を聴きたい」との質問にたいしては、「十分な援助を与えているとは思わない。その理由は、資源を十分に活用していないことである。公衆の関心(Interest)を活用していない。ローカル・コミュニティのレベルで青年犯罪者(Young Adult Offender)に責任を取ろうという意識が低い。また、われわれが十分に厳格でないこともある。しかしスタッフや資金等の不足はオックスフォードシャーには無い」と、管理職らしい回答があった。

(8) コミュニティー・サービス (Community Service) (訪問日、一〇月一〇日、一二時―一三時、オックスフォード) オックスフォード南部の郊外に、少年 (Juvenile) のためのコミュニティ・サービスの施設、テンプル・コテージ

(Temple Cottage) を訪問した。回りを民家に囲まれて、施設自身普通の民家を利用したものであった。プロベーション・オフィサーのロン・ケントン氏 (Mr. Ron Kenton) にインタビューすることができた。

〔提供するサービスの内容〕

コミュニティー・サービスは、プロベーション・サービスに属していて、対象としているのは、判決の時点で一六才から一七才迄の犯罪少年 (Juvenile、一七才以上を Adult と呼ぶ) である。

法廷からは社会調査報告書 (Social Inquiry Report) の提出を求められるが、この報告書はオフエンダーに対するインタビューを含んでいるし、少年のケースでは親へのインタビューをも含んでいる。それは犯罪者の家庭内・外のバックグラウンドを含んでいる。家庭や仕事、その他関連するあらゆる情報からなる。少年 (Juvenile) については両親との連携が強い。

一九八三年刑事裁判法 (Criminal Justice Act) によって少年 (Juvenile) のケースは最低四〇時間、最高で一二〇時間のコミュニティー・サービスを命じる判決をすることができる (一七才以上のケースは最低四〇時間、最高で二四〇時間)。少年に対してコミュニティー・サービス・オーダーが出された場合、コミュニティー・サービス・オーダーの本質をめぐって少年やその両親と話し合いをする。法廷から戻ると、そのオーダーに基づいて何がなされるべきかが語られる。一七才以下のケースでは両親もそのオフィース・インタビュアーに招かれる。コミュニティー・サービス・オーダーは拘禁刑と択一的関係にあり、拘禁刑の代替処遇とされている。何時間かのコミュニティー・ワークを科されたばあい、それは時間による罰金を科されたものと見做される。彼等がコミュニティー・ワークを二回さぼった場合、法廷に連れ戻すことができる。

コミュニティー・ワーク、すなわち、少年にやらせる仕事には、多くのタイプの仕事がある。ユース・クラブとか老人ホームとか学校におけるビルディング・ワーク、デコレイティング・ワーク等がある。日曜日に老人ホームに暖かい食事

を運んだり、身障者を家に送り迎えさせたり、ゲームをさせたりするグループもある。もし判決が六〇時間以上であれば、スーパージョンの下に二一時間以上働かねばならないが、あとは自由に働くことが出来る。

〔個別的質問とその回答〕

① 「コミュニティー・サービスは、刑罰の一つとして考えられているのか。」

〔回答〕 「法廷はそれを犯罪者が自分の自由時間を失うという意味での刑罰と見做しているが、プロベーション・サービスは伝統的に自らを保護機関 (Caring Agency) と見做しているので、自由時間喪失という点では刑罰であるが、彼等に刺激を与え仕事をする喜びを与える点では刑罰としては理解していない。われわれが彼等に仕事を与えることは、オフィンダーに対して有益であると共に社会にとっても有益であると考えている。」

八七年の予備調査において、リンダ・フォーレスト氏は「作業中心のケースワーク」と定義したが、同様の認識に立つものと言えよう。

② 「当機関では少年の家族の問題をどのように捉えているのか。」

〔回答〕 「一般的に言うと、それはソーシャル・ワーカーの仕事であり、ソーシャル・ワーカーが家族と一体となって、少年問題に対処する。時にはわれわれも家族に関わる場合があるが、通常われわれはオフィンダーと関わっている。」

③ 「コミュニティー・サービスの効果が親によって妨げられている、親が子の更生を妨げているというケースは無いのか。」

〔回答〕 「そういうことは無いと思う。一般的に言って、親はヘルプフルである。私は母親が自分から子供を伴って相談に来た少年のケースを持っている。こうしたケースはしばしばである。」

関連して「日本では非行少年の親はかなり深刻な問題を抱えていた。英国では親がヘルプフルであるということは、親はあまり問題を抱えていないのか」と質問をしたが、ケントン氏は「オフィンダーのバック・グラウンドは種々さまざま

あるが、犯罪者の多くは恵まれない社会の出身である。非行は単親または両親が子供のコントロールを失った時である。しかし親の問題性の如何に拘わらず、親は一般的にヘルプフルである」と回答した。

④ 「判決なしにここに来ることができるか。子供の非行の危険性があるということで事前に相談に来ることが出来るのか。」

(回答) 「主に判決後に来るが、誰でもここに援助を求めて来ることはできる。少数ではあるが、そういうこともある。」

⑤ 「非行の予防的な活動に関わることがあるか。」

(回答) 「問題のある少年をユース・クラブ (Youth Club) に関わらせることによって、それは可能だと思うが、一般的にはそうした活動はユース・ワーカー (Youth Worker) が関与している。プロベーション・サービスは特定の犯罪の予防の問題に関わろうと試みている。たとえば、飲酒問題の教育、麻薬問題、さらに性犯罪の問題に関わる特別なグループがある。また、少年にオールド・カーを運転させるグループを作ることを考えている。これは常習的な車の窃盗犯のための会である。」

⑥ 「子供の非行の背景は個別的であるから、子供のニーズに対応した援助を提供するとケース・バイ・ケースのオフィサーの個人的な対処となって機関としての対処が統一性を欠くことはないか。またスタッフの実務に対する機関としてのスーパービジョンはどうなっているか。」

(回答) 「プロベーション・オーダーにもとづいて少年へのスーパーバイズとカウンセリングが実施される。こうした対処はケースによって変わるから、個別的なニーズに対応した柔軟な対処を採っているが、そういうことはないと思う。スタッフに対するスーパービジョンを行なうのがシニア・プロベーション・オフィサーである。私もシニア・オフィサーとのセッションを持っている。その彼もさらに彼のシニア・オフィサーによってスーパーバイズされている。したがって、私の受持ちケースの各々がそのような形でスーパーバイズされている。かつ、たかさんの実施要領 (Practice Guidelines)

や政策決定 (Policy Decisions) がある。」

⑦ 「ソーシャル・サービスとの連携はうまく行っているか。」

〔回答〕 「それは必要だ。時にはビュロクラシーがあるが、一般的に行って両者の連携に不都合はない。ソーシャル・サービス・デパートメントは一六才以下の少年に非常に多くの関わりを持っているが、それらの少年が法廷に出された時や一六才になって問題があった時とかにわれわれは多くの話し合いを持つ。」

⑧ 「教育関係との連携はどうか。」

〔回答〕 「協力関係がある。少年が法廷に出廷するときに、一七才未満のケースは学業報告書 (School Report) を提出せねばならない。授業の出席や成績、行動状況が報告される。怠学のケースでは学校の教師と話し合うことがある。」

⑨ 「ソーシャル・サービスとプロベーション・サービスとの重複を廃止し、ソーシャル・サービスが一七才未満の少年問題に全面的に責任を持つべきだ (家庭問題として捉える観点から) という意見をどう思うか」と、先のパトリック・ディレクターから仕入れた知識を試したのであるが、回答は少しズレたようである。

〔回答〕 「われわれはこの問題に家庭問題があるということを感じている。非行の背景に家族問題がある場合は、法廷にそれを報告する。スーパービジョンが命令された場合は、家族の状況を注意深く観察することを継続する。家庭を訪問して少年に家族の中での状況を問う。必要であれば両親にもインタビューをする。彼等にも自由にわれわれとコンタクトをとるようにさせる。」そこで、直接的に上記の見解に対する賛否を糾したが、「そういう見解があることは知っている。しかし両機関の間に利害の不一致はない」との回答であった。管理職と実務担当者間の若干の認識の違いかもしれない。

⑩ 「家族の問題として捉えた場合、プロベーション・サービスはより権力的ということはないか」と、些か不躰な質問をしたが、「そういうことがあるかもしれないことは理解できるが、必然的ではない。法的な職務としてある以上、同じ援助を提供しようとする努力している。両者はソーシャル・ワーカーとしての同じ資格を持っている。」という回答であった。

このプロベーション・オフィサーのソーシャル・ワーカーとしての自覚が、英国のプロベーション・サービスの一大特徴となっていることを感じさせられた次第である。

⑪ 「両者の人事の交流はあるのか。」

(回答) 「それは可能である。しかし、プロベーション・オフィサーになるためには、資格取得以前にプロベーション・サービスで働いていることが必要であり、この条件があれば人事の交流が可能となる。現実にも時には生じている。ただプロベーション・オフィサーの方が賃金が良いが。」

⑫ 「ソーシャル・サービスの統合はソーシャル・サービスのソーシャル・ワーカーの資質の低下を招いたか」の質問には回答がなかった。

(4) プロベーション・ホステル (Probation Hostel) (訪問日、一〇月一〇日、午後4時、オックスフォード)

コミュニティー・サービスを訪問した同日の夕刻、プロベーション・ホステルを訪問し、シニア・プロベーション・オフィサーのリンダ・フォレスト氏 (Ms. Linda Forest) とプロベーション・オフィサーのマイク・ウォーラル氏 (Mr. Mike Worral) に面接することができた。

〔機関の概要と提供するサービスの内容〕

この施設はプロベーション・ホステルであるが、職員構成は、四名のデイトタイム・スタッフ、四名のナイトタイム及び週末スタッフから構成され、夜には一名のスタッフが必ず宿直する。資格については、一名のシニア・プロベーション・オフィサーと一名のプロベーション・オフィサーが有資格者であるが、その他は無資格者である。ただし全員有給職員である。

資金は内務省からプロベーション・サービスを通じて下りてくる。同種の施設はオックスフォードにあと一カ所あるが、

これは公判を待っているクライエントのためのホステルであり、その点ではこの施設とは異なる。われわれは、二カ所のホステルでもってニーズに十分応えているとは思っていない。不足している為に、拘禁されてしまう者も居るからである。

このホステルには現在一六人の男女の青年が生活している。全員一七才以上であり、大体二五才以下であるが、時にそれ以上の者がいることもある。刑務所に行く替わりにこのホステルにくる。時には刑務所に拘禁された後でここに来ることもある。それは刑務所から直接家に帰ることが望ましくないという判断がなされる場合である。このようなクライエントを援助し、かくまうシエルターである。少年達は、ここに四〜六カ月間滞在し、一定の技術を身につける。ある者は読み書きの技術を身につけ、ある者はどれだけわきまえを持って酒を飲むかの技術を身につける。ある者はいかに合法的に自動車の運転をするかを学び、また、家族との良い関係を再び持つことができるように、家族との関係の持ち方を学ぶ。

〔個別的質問とその回答〕

① 「シエルターという言葉はどのような意味で使用したのか。」

〔回答〕 「時には家族から少年をかくまうという場合もあるし、時には外的世界からかくまうという意味もある。問題が何かを見きわめて対処する。住む所が無いという場合もある。もし彼らに留まる所があれば、ここに留まる必要は無い。ここに居る者は全員犯罪者だが、場合によれば自分の家に留まることも許されている。家族の中にあつてプロベーション・サービスのスーパービジョンを受けて立直ることが期待できる場合は、家族に留まる。家族との関係が悪いか、住むところが無い場合にこのホステルに来る訳である。ここに来るような子供は家庭が崩壊しており、過去においてチルドレンズ・ホーム (Children's Home) にいたような子も多い。家庭が崩壊しているので、彼らにとつて帰る家族が無いことが多い。家族を知らないケースもあるし、家族を離れて永く経っているケースもある。

このホステルに来るかどうかは、時には本人によつて、時には裁判所が選択する。裁判所が決定する際には、プロベーション・オフィサーは社会調査報告書の中でその旨を述べ裁判所の決定によつてここに来ることになる。またクライエン

トに対しては、プロベーション・オフィサーは、ここに来なければいけないとは言えないが、もし君がホステルに来なければ、また問題を起すか法廷に行くようなことになるかと忠告する。」

② 「ここに住むものには外出等が自由に認められるのか。」

(回答) 「自由である。一時までには帰宅しなければならぬ。朝にミーティングがあるし、清掃の仕事がある。彼らと面接のアポイントメントをとるが、それ以外は自由である。アルコールの持ち込みは許されていない。」

③ 「当該の子と親との関係が悪い場合でも、親がいる以上は上記の手続の中で親と相談することになるか。」

(回答) 「そういうことはない。ここに居る者は全員一七才以上であるので、全員自分で決定することができる。われわれはクライエントに対して責任を負っているのであって親に対して責任を負わないが、本人が望めば親を呼んで一緒に話し合うこともある。親がそのことを望んだ場合はクライエントに意向を聴きそのようにする。ただクライエントの中には家族とのコンタクトを持たない者も多い。」

④ 「一般論として、良い家族関係を持ったものは自分が家族を持つ場合にも良い家族関係を形成し、逆の場合は逆の結果になりやすいと言われる。こういう問題についてはどういう配慮をしているか。」

(回答) 「相互に良い関係を作り上げることが励まし、尊敬、礼節と正直さを持って接することを教える。スタッフは親の様な立場で彼らに接する。両親が持つようなある種の権威を有する規則がここにはある。両親がするようにわれわれスタッフもそれらを教えることにしている。」

⑤ 「彼らの収入はどのようにして得られるか。」

(回答) 「仕事を有している者もあるが、他は所得扶助 (Income Support) の手続きをとらねばならない。われわれは仕事に就くことを奨励はするが、仕事を見つけてできない者には、所得扶助が支給される。コミュニティー・サービスの仕事とは異なり、職種は限定されない。」

⑥ 「ホステルに入ることができたクライエントと拘禁された少年との間に何か違いが出ていると思うか。」

〔回答〕 「刑務所に関しては分からないが、このホステルでの生活経験者には、出てから一年内の再犯者はない。その点では、このホステルの提供するサービスはクライエントに受け入れられていると自己評価している。しかも刑務所の経費よりも安い費用で賄われている。しかし裁判所は自らを厳しく見られたいと思うのか、刑務所に送ることが多い様に思われる。」

⑦ 「ホステルに対する周囲の評価は。」

〔回答〕 「ホステルに対する土地の人の理解はあると思う。時には音楽の音が大きいといった苦情が来ることもあるが。」

⑧ 「逃亡のケースはあるか。」

〔回答〕 「それは有る。二〜三か月以上いれば、ここに滞まる。警察に連絡する義務はある。」

⑨ 「家族問題を総合的に処理する機関についてどう思うか。」

〔回答〕 「プロベーション・サービスがそれに一番近いように思う。プロベーション・サービスは刑事司法の中でクライエントに責任があり、その上で家族と協力すればそれが理想的だと思う。」

(5) 拘置青少年処遇チーム (Youth Custody Team) (訪問日、一〇月二一日、午前一〇時三〇〜一二時〇〇分、オックスフォード)

プロベーション・サービスの本部 (パトリック・ディレクターに面接したと同一の建物) に、拘置青少年処遇チームの責任者であるグラハム・ウィルソン氏 (Mr. Graham Wilson, Probation Officer) を訪問した。

〔機関の概要と提供するサービスの内容〕

この拘置青少年処遇チームは青少年犯罪者の拘置施設、たとえば青少年拘置センター (Detention Centre、一四才以上

二一才以下の青少年犯罪者拘置施設)等に拘禁中又は出所後の青少年犯罪者を処遇するチームである。一六才未満の少年の処遇は、ソーシャル・サービスで行ない、一六才一八才の少年に関してはソーシャル・サービスとプロベーション・サービスが、一八才を超える場合はプロベーション・サービスのみがこれに対処する仕組みである。

それぞれの施設は毎日のスケジュールが異なる。一七才までの少年 (Juvenile) の部分では、義務教育が中心となる。法律の規定によって週一五時間の授業と一日一時間の体育が課される。犯罪少年は読み書きの能力において劣っていることが多い。また別のプログラムとして Social Skill や Life Skill などに、コミュニケーションの仕方を学ぶためのものがある。一七才以上は職業訓練がある。

例えば一七才の少年が犯罪を犯し、法廷で刑を宣告されたら、その少年にカスタディ・チームが付けられる。チームの責任は拘禁中及び出所後の双方にわたる。施設では月一回、午前中グループ・カウンセリングを行い、家族問題、仕事の問題、住宅の問題、出所後の社会への対処の仕方といった事柄を話し合い、午後は個人相談となる。社会復帰の為のリハビリを行なう。

出所後には、彼らは昼間にここに来て、夜は家に帰る。家の無い子はホステルに留まるものもある。帰る家を持っている率は七〇%ぐらい、ホームレスは少ない。一七才以上は自分の親元か、自分の家族(ガールフレンドと同棲し子を持っている場合も多い)に帰る。

〔個別的質問とその回答〕

① 「家族に問題がある場合も多いのではないかと思われるが、家族に戻して、かえって少年が悪くなるということはないか。またそのような場合に、少年の拘禁中に家族に働きかけることがあるか。あればそれはどのような機関か。」

〔回答〕 「二七才以下の少年に関しては良くあることである。普通の家族の子供は犯罪を繰り返さないが、悪い家族の子供は犯罪を繰り返すパターンが多い。一七才未満の少年については、家族に対してソーシャル・サービスがコンタクト

している。少年には普通ソーシャル・ワーカーが付けられ、これが家族とコンタクトをとって、例えば両親を刑務所に呼び出して、少年、両親、ソーシャル・ワーカーの全員で話し合ったり、また、三―四日家庭に帰り、家庭の場と同じような話し合いを持つこともある。

一七才以上は家族が許可した場合にだけ、そのようなコンタクトをとれる」

② 「このカスターディー・チームが上記のようなことを、ソーシャル・ワーカーに勧めることはあるか。」

(回答) 「ある。青少年犯罪者拘置施設の中で、少年にはパーソナル・オフィサーが付けられ、地域でソーシャル・ワーカーかプロベーション・オフィサーが付けられる。われわれの仕事がいわばその間のリエゾンであるとも言える。パーソナル・オフィサーが家族問題を発見した場合、ふたつの方法があり、一つは直接ソーシャル・ワーカーかプロベーション・オフィサーに連絡する仕方、他は、この拘置青少年処遇チームを通すやり方である。」

③ 「拘置されていない子供の親が、この機関に相談に来ることができるか、または、そのようなことがあるか。」

(回答) 「可能だが、ほとんどはソーシャル・サービス・デパートメントで処理される。学校や病院にもソーシャル・ワーカーがいるので、彼らに相談することになる。」

④ 「この機関は、チームという名が付いているが、処遇に関しては、職員が個人として行っているのか、それともチームとして行っているのか。」

(回答) 「その中間だ。メンバー一人ひとりには担当する少年のリストを持っている。しかしグループ・ディスカッションをするときに、ペアになって子供にインタビュする。」

⑤ 「家族問題を総合的に処理する機関についてどう思うか。」

(回答) 「オックスフォードの北のノーサムプトンシャーでは、ある程度統合された制度がある。教育、ソーシャル・サービス、ヘルス、プロベーションの各デパートメントが会議を持つ制度がある。オックスフォードでも検討中である。」

(6) 民事ワーク・ユニット (Civil Work Unit) (訪問日、一〇月二三日、午前九時三〇分―一一時、オックスフォード) プロベーション・サービス関係機関の調査の最終として、「民事ワーク・ユニット」を訪問した。プロベーション・サービスの本部から見れば、南に車で五分ほど離れたケンブリッジ・テラスにあり、至近距離に刑事法院および県裁判所 (Crown Court and County Court) がある。責任者のジョン・ジョーンズ氏 (Mr. John Jones) にインタビューすることができた。

〔提供するサービスの内容〕

前述のように、離婚裁判所における子の監護や面接交渉に関する紛争において「福祉報告書」(Welfare Report) を作成したり、それらの問題についての「合意援助」(Conciliation) の活動を行う機関である。民事ワーク・ユニットの資金はプロベーション・サービス全体の約一〇パーセントに止まる。刑事事件に九〇パーセントの資金が回される。その主な理由は、プロベーション・サービスの全資金の八〇パーセントを支出している内務省の政策の比重が刑事事件にかかっているからである。

「合意援助」に関して言えば、オックスフォードでも民間のコンシリエーション・サービスができた (Oxfordshire Family Conciliation Service)。この機関にはプロベーション・サービスの資金が一部回されているし、そこで働いているスタッフはかつてこのシビル・ワーク・ユニットで働いていた人々であるが、民間機関である。この機関ができたので、われわれも離婚や別居に際して子供の問題について合意したい夫婦には、そこに行くように助言するし、ソリシターがクライアントにそこに行くことを勧めることもあるし、裁判所自身が裁判を中止して、そこへ行くことを勧めることもある。そこで、離婚裁判所における子の監護や面接交渉に関する紛争において、種々の調査 (Inquiry) を実施し、両親にインタビューして福祉報告書を法廷に提出することが、この機関の主たる任務となった。

〔個別的質問とその回答〕

① 「福祉報告書を書く際に、プライバシーの問題、あるいは家族の諸権利とのコンフリクトの問題をどう処理しているか。」

(回答) 「コート・ヒヤリングを例にとれば、これは限られた者しか見ることが出来ない。その意味ではプライバシーは完全に守られる。ただ問題は第三者が絡まる場合である。子供の問題で言えば、家族における子供の状況を良く知っている人は、近所の人であることも多い。ところが近所の人に真つ昼間に掛けていってズケズケ聴く訳には行かないことがある。そこで一つの方法として当事者に近所の誰誰を訪ねてよいかと聞くことがある。ノーと言われても訪問しない訳ではないが、当事者の同意をとるといやり方で情報を集める方法をとる。また第三者が何を述べたかを、レポートに引用する場合に、往々にして第三者は大袈裟に物言いをするところがあり、正確でないことをいうことがある。レポートを書くうえで、この点は注意せねばならない問題だ。」

② 「この機関は、裁判所の判決やオーダーに基づいてのみ活動するのか。普通の親が子供の問題に関して相談できるか。」

(回答) 「スタッフさえいけばやりたい。しかし現在のスタッフでは出来ない。法的な障害はないが、予算の枠に縛られているということだ。」

③ 「プロベーション・サービスという機関は基本的に刑事手続に関する機関であるが、それが一方では非行の問題を通じて子供の問題に関与し、他方では離婚の問題を通して民事的なレベルで子供の問題に関与するという形になっているが、このシステムに無理があるのではないか、むしろ刑事手続に関する機関であるプロベーション・サービスから離れ、子供の問題と離婚の問題とを一緒にして、ソーシャル・サービスなどと一緒になって別の機関を作った方がよいのではないか。プロベーション・サービスの中に無理があるのではないか」とかなり干渉的、かつ挑発的な質問をした

が、回答は全く否定的であった。

(回答) 「プロベーション・サービスがこの問題を扱うことに、理論的には全く問題がない。当機関にくるオフィサーは非常に経験が豊かである。すなわち、まずソーシャル・ワーカーとしての経験、家族の色々なストレスに関する事件を取り扱った経験を持っているということが一つ、さらにここに来る前に裁判所の法廷での経験を持っているということから、この種のユニットにくる職員は経験が程よく混合された能力を身に付けている。ゆえにスタッフという点から言えば全く問題がない。」

④ 「家族問題を総合的に処理する機関についてどう思うか。」

(回答) 「どの国でも、十分にスタッフを備え (well staffed) 立派な (respectable) 家族相談機関が必要であるとは言えるが、どんな形態をとるにしても、要は、専門的スタッフが訓練され、問題が研究されていることと、誰にでも、どのソーシャル・クラスにも受け入れられ信用されるような条件がなければならないと考える。」

英国に於いては、多様な機関があり、それは法制度上の公的なものからボランティア機関まで種々のものに亘る。本来、普通の親が子供のこの問題については相談を試みたいという場合に対応できる機関が必要なのだが、現実はそのようにはなっていない。どうしてもステイグマを伴う形になってしまふ点が問題だと思ふ。また機関の中には、普通の親が助言を求めているとは見ずに、これは問題なのだと思ってしまうことがある。つまり問題を持っている親が助言を求めていると見られるために、親が助言を求めて相談に行きにくい状況があるとも言える。

総合的ということ言えば、難しい問題だが、英国ではソーシャル・サービス・デパートメントがそれに当たるかも知れない。これは確かに社会問題の全ての側面を扱うことになっている。しかし現実にはスタッフの次如といった問題から、万全のサービスを提供することにはなっていない。もちろん他の機関でもそういう事に関与しているものがあるが、現実には、問題家族だという特定のラベルはりの対応をしているのが現状だ。完全な包括性 (fully comprehensive) というこ

とは十分な専門家を配置すれば可能かも知れないが、現実には疑問が残る。すなわち英国のソーシャル・ワーカーは社会的信頼を得ており、待遇も良いが（プロベーション・オフィサーの方が少し良いが）、現実にはステイグマに関与させられているのが実態なのである。

離婚を例にとっても、われわれはレポートを書いたりしている訳だが、一般の人がこういうサービスを含めて全体的なサービス・援助を受けるといふ信頼を勝ち得ることは、この場合でも難しいと思う。」

⑤ 「シーボーム報告はソーシャル・ワーカーの専門性を否定したのではなく、機関がバラバラであることによって起きる連携の悪さとか官僚的対応の問題にしたのだという見解があるが、そのように考えると、ソーシャル・サービス・デパートメントが一つの組織の中で職員の専門性を否定することなく連携を強化して、総合的機関としてまとまる可能性があるのではないか。」

〔回答〕 「シーボーム報告は、私の考えでは、これが書かれた直後から、そのアイデア自体が余り支持を受けなくなってきた。ソーシャル・サービスはその財政的基盤をほとんど政府に受けていたので、この大きな影響を受けたのではないかと思う。」

たとえばプロベーション・オフィサーやソーシャル・ワーカーの教育に関して言えば、勧告によれば一つの機関によって集中的になされるのが盛り込まれた。しかし、この教育の内容については、オックスフォードに関しては、現在内務省のチェックを受けておらず、全く放置されている状況である。最近オックスフォードのコーマンが論文を書いたが、教育の内容に関してはきわめて不十分であると批判していた。」

⑥ 「民間のアウト・オブ・コートの場合援助機関を作った理由はどこにあるか。」

〔回答〕 「ふたつの理由があったのではないかと思う。一つにそういう要求があった。すなわち従来は裁判所に行って、福祉報告書を書くかどうかという段階で、コンシリエーションが問題になったが、むしろ裁判所に行く前にボランティア

な状況で話をしたいという要求があったのだと思う。これが大きな理由であり、第二の理由としては、この機関は、プロベーション・サービスから資金の援助を引き出しやすいということ、そのために機関として成立しやすいという要素があった。そういうことが外にこの種の機関を作るにプラスに働いたということである。」

2 ソーシャル・サービス関係機関 (Social Services)

(1) ソーシャル・サービスの概要

一九六九年の児童及び少年法 (Children and Young Persons Act) の少年非行に対する「福祉的アプローチ」は、できる限り少年裁判所の手続外で少年を処遇すべく、ソーシャル・ワーカーの役割に期待するものであった。このソーシャル・ワーカーは、地方当局 (Local Authorities) のソーシャル・サービス・デパートメント (Social Service Departments) に所属しており、「危険な状態にある」少年 (原則として一六才以下の) とその家族を処遇することにおいて、重要な役割を果たし、かつ、広い経験を有しているとされている。

ソーシャル・ワーカーは、ソーシャル・サービスにケア (Care) を委託された少年 (Care Order) や同じくそのスーパービジョンの下に置かれた少年 (Supervision Order) に対して、彼らの福祉を追求すべき制定法上の責務を負っている。また、少年裁判所に対して、治安判事の判断の基礎となる「社会調査報告書」を作成し、提出する責任もある。

しかし、前述の「一九七〇年地方当局ソーシャル・サービス法」は、従来、「老人担当ソーシャル・ワーカー」・「児童問題担当ソーシャル・ワーカー」・「身障者担当ソーシャル・ワーカー」と、各種専門分野に別れてソーシャル・ワークを行ってきたソーシャル・ワーカーを、その分野別専門性を否定して、各ソーシャル・ワーカーが社会福祉の全分野に責任を持つことを規定した。このため少年非行の実務においては、ソーシャル・ワーカーの能力が低下したという批判もな

されている（桑原洋子「イギリス少年裁判所におけるソーシャル・ワーカーの役割」『犯罪と非行』三二号一二五頁以下）。すでに各種の機関におけるインタビュで繰り返し問題にしてきたところである。

上記のような問題をはらみながらも、ソーシャル・サービスはそのコミュニティの中で、「ストレスを受けている家族」(Families under Stress)、すなわち、「親が精神病や精神的ハンディキャップを負った家族」・「両親、とくに母親が障害者や老人の世話に忙殺され、子の監護上深刻な問題を発生させている家族」・「児童虐待や無視が発生している家族」等々に援助を与えることによって、これらの特殊なニーズについての一連の貴重な知識やその処理に関する専門的技術を発展させてきたと評価されている (Home Office, Report of the Working Group on Juvenile Crime 1987, paras 81-91)。

さらに、より広く「児童や少年が焦点となっている家族や個人に関わる諸活動」・「里親や養子に関わる活動」・「登校拒否や反社会的行動等のトラブルのサインが現われている少年の諸問題」等にも関与している。また、ケア命令から解除された少年が無保護の状態に置かれ、結果的に非行の犠牲となることを避けるために、一定の期間、積極的に少年をサポートする役割も重視されている。

さらに、ソーシャル・サービスがそのコミュニティの中で、「家族」と接触することによって、「その他の機関が対応すべきニーズ」、たとえば「少年の登校に関わりを持つ問題」等を確認することが出来る。この意味で、機関相互の連携を強める役割という観点から、ソーシャル・サービスが重視されていることも注目に値しよう。

(2) オックスフォード・ソーシャル・サービス本部におけるディレクター面接（訪問日、一〇月二〇日、オックスフォード）

この面接についてはアポイントメントがなかなかとれず、調査最終日にやっと面接できるということになった。午前九時三〇分、スピードウェル・ストリートを隔てて刑事法院及び県裁判所と隣り合ったスピードウェル・ハウスにモーリ

ス・ロビンソン・ディレクターを訪ね、約二時間ほどインタビューすることができた。別れに際し、カレンダーをプレゼントされ恐縮したが、さらに駐車場の遮断機が降りていて、われわれの車が公道に出られないのを窓から見つけ、駆け降りてきて自ら遮断機を操作してくれた気さくな人柄に感銘を受けた。

「ソーシャル・サービスの現状」 過去四年間において、われわれは法廷との関係を持ったことがない。別の方法で問題を処理しようとしている。その理由はわれわれは少年を犯罪者として扱うことは、少年を、よりひどい犯罪者にしてしまおうと考えているからである。

家族援助システム (Family Support System) について、話したい。子供に関する法によって、われわれは家族を一つにまとめるために可能なことをしなければならぬ。それ故にわれわれが非行を犯した少年を知った時は、両親、学校そして子供に対して援助を提供しようとする。ソーシャル・サービス・デパートメントは、(機関全体としては) 広い領域の責任を負っているけれども、(サービスは) まずは専門化されつつある。それ故にソーシャル・ワーカーは、少年犯罪者やその他の問題を抱えた子供を扱う専門家になっている。

プロベーション・オフィサーとも密接な連携を持って仕事をしている。また、仕事の上でオーバラップもしている。例えば、われわれはプロベーション・サービスとの間にどちらの機関が離婚の時点で子供に関するレポートを書くか取り決めをしている。プロベーション・サービスがケースを持っていても、ソーシャル・サービスがレポートを書くというところもあるし、逆にソーシャル・サービスがケースを持っていても、プロベーション・サービスがレポートを書くというところもある。その違いは次の点にある。少年が犯罪を犯す心配があるとか、或いは、親によって虐待される心配があるといった「危機にある」(at risk) と判断される少年の場合は、ソーシャルサービスに来ることになる。同様に、離婚のケースにおいて両親が子供のアクセスに合意出来ない時には、プロベーション・サービスに行くことになる。

ところで犯罪者である少年を処遇するに際しては、われわれは彼らを取り扱う場合と、例えば家出をした少年を取り扱

う場合とで差を設けない。年長少年(多分一〇—一六才の)にとっては、彼らは全てチルドレンズ・ホーム(Children's Home)に送られ得るであろうが、それは彼らが犯罪を犯したからであるかもしれないし、家出をしたからかもしれないし、親からアビューズされたからかもしれない。そのように、少年を犯罪者として取り扱わないようにしている。

一九六九年法によって、少年の取り扱いが変わった。チルドレンズ・ホームはその一つである。オックスフォードシャーにおいて、その全体的状況を見ると、私がここに来た一九七四年には、一二五〇人の少年がケアに付されていたのであるが、現在では、これが五六〇人に減少している。少年の人口は減少しているのはあるが、この激減は社会政策の変化によるものである。われわれは六つのチルドレンズ・ホームを閉鎖した。少年は二つのタイプのスーパービジョンによって処置されている。その一つは法廷によるスーパービジョン命令によって実施されるものである。他はこの機関と親および子供との間の非公式の合意によって処置されるものである。同時にわれわれの処遇の方法も変えた。多分一五年前は、ソーシャル・ワーカーは子供と一対一で対処していた。今日ではもっとグループとして子供を扱っている。子供をグループとして扱うことはたいへん重要であると考えている。なぜなら彼らは年代としての文化を持っているからである。グループとしての種々のプロジェクト(ゲーム、ホリデー、セーリング、カヌー、登山等)がある。しかし、一対一のカウンセリングを否定する訳ではなく、必要な場合は実施する。

今の関心事は、少年が一八才、または大人になる時に何が彼等に起るかということである。もしわれわれが彼等を家庭に戻すことが出来なかつた場合、彼等は非常な困難にぶつかることになる。オックスフォードは学生の町であり、学生は金を持っていることもあり、住居費が高く、ロンドンのように住宅事情が悪い、彼等を援助しようとするが、絶望した少年が再犯に走ることも多い。そこで考えているのは、住宅部(Housing Department)との連携・協同である。ボランティア機関である住宅協会(Housing Association)がこの領域で活動しているが、住宅はもっと必要な状況にある。なお、避難民の難しい問題もある。

〔個別的質問とその回答〕

① 「ソーシャル・ワーカーは、まずどのようなにして子供と接触するようになるのか。」

(回答) 「それがどれほどシリアスな状況かに依存している。なぜ子供が家を離れるのか。例えば他の人にとっては全くつまらないことであっても、本人にとっては、重大なこともかもしれない。しかし、子供が機関に来るのは大体次のケースに限っている。すなわち第三者がその子のためにサービスを求めてくるときである。それは、教師、医者、警察官、司祭といった人々である。ゆえに子供の問題の評価の一部はわれわれ以外の他の人々によってもなされる。」

② 「一九七〇年法によるソーシャル・サービス・デパートメントの創設に対する評価とその後のオックスフォードシャーにおける再度の専門化への動きについて聴きたい。」

(回答) 「シーボームは、家族は多くの問題を抱えているのに、クライエントは一々別のオフィサーに行かなければならないということを問題にした。それで、われわれは一つになったが、それは決してシーボーム委員会の意図ではなかった。すなわちその意図は、一人のソーシャル・ワーカーがあらゆる問題に対処しなければならないというものではなかった。しかし結果的には、どんな問題であれ、一つのファミリーには一人のソーシャル・ワーカーが割り当てられることになった。それが間違っていたと私は思っている。ここでは、専門家によってより良いサービスを与えることが出来ると思っている。もし私が問題を持っていれば、その問題の最善の専門家に相談する。しかし、これは、議論の多い問題である。ソーシャル・ワーカーは、非常に狭い地域に責任を持つべきであるという意見もある。そうすることによって、ソーシャル・ワーカーは彼等の問題を良く知ることが出来る、人々とより密接な関係を持ち得るという利点があるという見解である。これはなお、論争されているが、現在オックスフォードシャーにおいては専門化されている。」

③ 「プロベーション・サービスとの関係について、質問したい。オックスフォードシャーにおいては、子供の問題についてはソーシャル・サービスが全体として、これに対処する態勢をつくらうという動きがあると聞いている。この点に

ついて考えを聞きたい。」

〔回答〕「条件付で賛成である。プロベーション・サービスは年少少年との接触が減ってきている。ソーシャル・サービスが、その分責任を負ってきている。そして、われわれはプロベーション・サービスよりも、はるかに多くのこの問題に関する資源(Resources)を持っている。例えば、もし子供が非行児である場合、そしてその子が家に住めない場合、プロベーション・サービスは、われわれに援助を求めなければならない。しかし両者の関係は全体的にうまくいっていると思う。」

④ 「上記の変化は一九六九年法の福祉アプローチというものが、うまくいっていなかったので、ソーシャル・サービスが全体的に責任を持つことによって、これを実現しようということか。」

〔回答〕「多分そうだろう。しかし、われわれはプロベーション・サービスからも学んでいる。われわれは少年に対して同情的であった(家庭が悪いからだ)。一五年前よりもわれわれは少年に対して対決的になっている。今日、われわれは『家庭は悪い、しかし、犯罪を犯すことは悪いことだ』と、少年に対峙することが可能となった。」

一九六九年法の福祉プリンシプルは完全には具体化されなかったということを理解することが重要である。六九年法以前はその行為が犯罪と見做されない年齢は八才以下であった。それが一〇才に引き上げられ、六九年法によって、一四才とされたのであるが、政府はそれを認めず一〇才を維持している。それ故に非常に重要な福祉原理が実現していないのである。そこで、ソーシャル・ワーカーが、とくに子供を法廷に出頭させないようにするかたちで犯罪を防止する行政的な方法を発見したのである。」

⑤ 「一四才以下の年少少年については、ソーシャル・サービスが子供の諸問題の解決のための行政の中核に座り、他の機関との連携を取るべきだと考えているか。」

〔回答〕「私にはそれ以外の選択肢を発見できないからそう思う。しかし、現在われわれは非行については比較的の小

さな優先権しか与えられていない。また、一方でチャイルド・アブユーズ (Child Abuse) について、それを防止すべきであるとする強い公的・政治的なプレッシャーがソーシャル・サービスにかかっている。そういうこともあって、少年非行よりもチャイルド・アブユーズに力を注いできたというのが現状だ。」

⑥ 「ソーシャル・サービスが子供の措置に関して親とコンフリクトを生じたり、親がそれを妨害したりする場合、機関として、家庭のプライベートや親の権利との関係をどのように考えているか。」

(回答) 「両親と協議しなければならぬ。うまくいく場合もあるし、いかないこともある。われわれは徐々に仕事のあらゆる側面においてこれをオープンにしようとしてきている。キープしているファイルを公開する方向を追求している。」と回答したので、「それは、家族のプライベートを侵害しないか」との質問を挟んだ。(回答) 「起り得ると思う。それは非常に解決しにくい問題だ。しかし、問題がコンフリクトを生じた場合の解決の仕方としては、開かれているということが重要ではないか。公開といっても公衆に記録を見せるのではなく、関係者に公開するもので、市民的権利の領域の問題だと思われる。別の例を挙げよう。全てのわれわれのカウンセラーとのデイシジョン・メイキングのミーティングは公衆に開かれている。だれでも全てのバックグラウンド・ペーパーを手に入れることが出来る。故に政治家が政策決定のためにそれを入手して目を通すこともできる(もちろん公衆も)。また、以前から、われわれが少年と法廷に出頭するときは、親や子供は彼らについてのレポートを裁判所が読む前に読むことになっている。そこで、それは一つのコンフリクトかも知れないが(以下はロビンソン氏の英国的ユーモアと思われる)、親たちのなかには、ケアに付された子供が家庭に居る時よりも金を持つたり、よい服を着たりしていることを知って怒る者もいる。親たちから見れば、子供が非行によってかえって報われていることを意味するからである。それはホリデーについても全く同様である。」

⑦ 「地方当局による親権の停止制度、親権決議 (Parental Right Resolution) を、どう評価するか。児童法案 (Children's Bill) によれば廃止されるということも聞いているが、このような行政権が家庭の中にストレートに立ち入ることは問題

があるということか。」

(回答) 「それは非常に特殊な制度であるが、非常に悪い制度だと思う。なぜなら、それは全くオープンではないからだ。オックスフォードシャーではこの5年間この制度を利用したことはない。それはまた市民的権利の問題に関わると考えている。」

⑧ 「多くのニーズに対応していることから、対処がソーシャル・ワーカーの個人的対応になってしまつて、機関全体としての統一性を欠くという結果を生むことはないか。」

(回答) 「時には生じ得る。とくに古い人が去つて新人が来た時や政策の変化があつたときに処遇対象の家族が混乱に陥ることがある。しかし、他の多くの職業と違って、英国におけるソーシャル・ワークの伝統は、クライエントにどのように援助を与えるかに関して多くの議論をするところにある。そのようにして質問のような問題性を小さくしようと努力している。なかには会合を減らして、援助を増やせという人もいるが(これも英国的ユーモアであろう)。」

⑨ 「今、機関が抱えている問題は(援助を与えるに際して)。」

(回答) 「チャイルド・アビューズに対応しきれていないこと。バンバリーという決して大きくない町(六万程度)において、この二週間に六件の深刻なケースがあつた。その原因は、一つには訓練とスタッフの欠如が多分関係していると思われるが、ソーシャル・ワーカーに社会があまりにも大きい期待をし過ぎていることもある。それは悲劇ではあるが、誰も二四時間子供と一緒に居ることはできない。」

⑩ 「家族問題を総合的に処理する機関についてどう思うか。」

(回答) 「われわれは、ソーシャル・サービス・デパートメントを作つた時を良く覚えている。私は、最大の問題は三つの異なつた部局が、トレーニングの非常に異なつた基準を持つていたことだと思ふ。それ故に私はトレーニングの問題が最も重要だと言いたい。もしスタッフが、共通の信念と姿勢を持つているとすれば、うまく行くかもしれない。」

細かい事に至るまで全てに一致している必要はないが、コアにおいて一致している必要がある。また、非常に勝れたマネージャーの必要性も大である。」

(3) 青年ユニット、オックスフォード市支部 (Adolescent Unit, City Division) (訪問日、一〇月一八日、オックスフォード)

一八日の午前中、オックスフォード市からおよそ一〇キロメートルほど離れたアビンドン (Abingdon) の児童相談所 (Child Guidance) を訪問し (次号掲載予定)、あわただしく市内にとつて返し、午後三時にシティー・チェインバーの中にあるソーシャル・サービスの市支部を訪問し、短時間であったが、シニア・ソーシャル・ワーカーのシム氏 (Mr. Simm, Senior Social Worker) にインタビューすることができた。同氏は八七年の予備調査の時にも面接したことがあり、短時間での説明の要領よさには今回も感心させられた次第である。

「提供するサービスの概要」 オックスフォードのソーシャル・サービスに回された全ケース中、青年 (Adolescent) を対象とした処遇チームを担当している。われわれの仕事は色々な所から来る。刑事及び民事の裁判所を通じてここへ回されてくるクライエントもいる。多くの少年は、種々のトラブルの中にあつてここへ来る。

ヤングオフエンダーの為のサービスを経営している。イングランドに於いては一〇〜一七才の犯罪を犯した少年の為の少年裁判所があり、われわれは深刻な犯罪を犯した少年の為にその法廷で、コート・オーダーの下での矯正の為のプログラムを提供している。われわれのチームとしては、出来るだけ拘禁刑の判決 (Custody Sentence) を避けることを目的としている。その結果、一七才以下の少年では、拘禁刑の数が八年前の三〇人から現在の四人に減少した。

少年犯罪者の為に、種々のレベルで活動している。犯罪の深化を防止するため、また、刑務所の代替的なプログラム (スーパービジョン・オーダーを伴う中間処遇のような) を経営している。こうした色々な面からこの問題を扱っている。どう

して少年が犯罪を犯したかを調べる為のプログラムもある。コミュニティ・ワークのプログラムもある。グループで活動し、その中で行動を評価し改善の方向を追求するプログラムを実施している。

少年犯罪者のみならず、その他の諸困難を抱える子供たち、例えば両親がコントロールできない少年、学校の中で大きな困難を抱えている少年、セクシュアル・アビューズを受けている少年、等々も扱っている。

また、ソーシャル・サービスは子供の問題に一般的に責任を負っている。責任とは、まず、子供を保護することである。家族の中でうまくいっていない場合は、ケアを提供する。第二には出来るだけ子供を地方当局のケアに付さないように、コミュニティの中で家族とともにこれを援助することに努力している。親から子供をケアに付してほしいと依頼されることもある。しかし、その全部をケアに付すに十分な資源もないし、また、ケアの危険性も考える必要がある。とくに、親のコントロールに問題があった子供では、ケアのホームの中でかえってその問題性がひどくなる場合もあるからである。すなわち、同じ問題を持つ子供と一緒に住まわせることから、問題の相乗作用が起る。ゆえに、われわれは出来るだけ家族の関係を修復するように努力している。ソーシャル・ワーカーは家族を訪問したり、若者のグループを通じて活動している。

われわれが経営しているグループには、学校や家族の問題を抱えてケアに付される可能性を持っている少年・少女のグループがあるし、家族の中でアビューズされた少女のグループ、かなり若くして一人暮らしをせざるを得ない少年のグループ、さらに学校の中で困難な問題を抱えている子供のグループもあって、学校と緊密な連携を保っている。

一般的に学校とは連携を密にして活動しているが、それでもソーシャル・サービスと教育ソーシャル・ワーカー (Education Social Worker、次号掲載予定) との活動の区別を明確にすることが必要である。一緒に見られることは危険である。長期に学校を欠席する場合はケアに付されるという処遇の方法が今のところある。しかし、家族の中にあっても出席しない子供は、ケアに付されても登校するようにはならないことが多い。今回の児童法案 (Children's Bill) にあっ

ては、この点に関して法律が改正されそうだが、他の点に関してもかなりの改正が見込まれている。例えば少年犯罪者に対して、少年裁判所では、一八才までこれにケア・オーダーをなすことが出来なくなる。

〔個別的質問とその回答〕

① 「ソーシャル・サービスが、少年をなるべくコミュニティの中で、家族の中で保護を与える努力をしている点に、非常に興味を持ったが、家族(親) 自体の問題や家族への援助についてはどう考えているか。」

〔回答〕 「拘禁されない場合は、問題のある子供は自分の家族と一緒に住んでいることになるので、ソーシャル・ワーカーとプロベーション・オフィサーは家族と密接なコンタクトをとって、これに援助を提供することになる。とくに家族問題が犯罪の背景にある場合、ソーシャル・ワーカーは、家族の中の人間関係や家庭のルールとかの問題に関しても相談に乗る。」

② 「家族に対する援助に対して、家族が反発したりプライバシーの侵害だと問題にすることはないか。」

〔回答〕 「問題はある。しかし、法廷でスーパービジョン命令がなされた場合は、家族はこれに従う義務がある。私は反対だが、さらに親の責任を重くする方向で今回、法の改正が図られている。」そこで、この回答に対して、「改正に反対ということは、親の責任を重くする方向を追求しても親子関係を強化できないと思っているのか。」という質問を挟んだ。

〔回答〕 「そういうことに役に立たないから、反対するということもあるが、もつと子供の面倒を見ない親が増加するのではないかと思うからでもある。また、もつと多くの少年をケアに付しても問題を解決する訳でもないから、これにも反対だ。子供が犯罪を犯す理由は複雑で多様だ。両親が責任を逃げているから犯罪に走るというのは、余りにも単純な見方だと思う。家族だけでなく、社会的な問題も考える必要があるからだ。」

③ 「親権決議 (Parental Right Resolution) についてどう思うか。」

〔回答〕 「これは、改正法案では削除される予定になっている。子供の福祉のための制度だとも言えるが、重要なこと

は司法手続きでなく行政手続きでこれを為し得るということである。これは問題だと考える。」

④ 「家族問題を総合的に処理する機関について、ソーシャル・サービス・デパートメントの経験を踏まえて答えてほしい。」

(回答) 「スペシャリズムは問題に具体的に集中できると考える。われわれのチームは法律上子供の問題を扱う専門的なユニットである。ハンディキャップや老人問題を幅広く知らなければ仕事が出来ないとしたら、大変仕事が難しくなると思う。そういう意味で、現状が良い。すなわち総合的な機関の中でこうした専門家のグループが機能する状態が良いと思う。」

(4) ケアに付された若者のための宿泊ホーム (Residential Home for Youngsters in Care) (訪問日、一〇月一九日、オックスフォード)

調査最終日を明日に控えた一九日の午後二時から夕刻の五時まで、オックスフォード市の東南部の郊外、イフレー道路添いに建つワーリック・ハウス (Warwick House) と名付けられたレジデンシャル・ホームを訪問し、グレンジ所長 (Mrs. Grange, Head of Home) と一名のソーシャル・ワーカーにインタビューを実施し、かつ施設内を見学する機会を得た。

〔施設とサービスの概要〕

このホームは地方当局・カウンティ・カウンシルのソーシャル・サービス部に属し、資金が全部地方当局から支出されるコミュニティ・ホームである。故に公的機関である。

職員の数、この機関が宿泊ホームであることから必要となるコック等を除いて、五人のフルタイムのスタッフと一人のパートタイムのスタッフがいる。職員の資格については、政府はソーシャル・ワークの資格を取得することを奨励し、所長 (Head) 及び少なくともワーカー一名は資格を取得することを要求しているが、ここでは三人が資格を持っている。

比較的の高いほうだ。定員は五・五人だが、この一八か月間はスタッフが足りなくて三人のスタッフで残業せざるを得ないのが実状である。スタッフを求めるのが困難な状況にある。

この機関は、一〇人の若者 (Adolescent) を生活させている小さな施設であり、彼らは家庭で性的アビューズを受けたり、コントロールができなかったり、登校拒否をしていたり、その他家族の破綻からここへ来るようになった若者である。この施設は一四才から一八才、時には一九才までの青少年を受け入れている。内訳は学齢の子 (一六才以下) が三人で残りはそれ以上ということになる。現在は全部女子となっている。

オックスフォードにもう一つ同じような施設があるが、そちらは主として一四才以下の性的アビューズを受けた子供を受け入れている。もともとそういう区別があった訳ではないが、今はそういうことになっている。

性的アビューズを受けた少女も二人受け入れているが、家族との関係で言えば、ひとり家族と一緒にその問題の解決を図っており、他は子供の希望で家族との関係を完全に絶った。

登校拒否の子供 (一人) については、子供をこの施設に生活させつつ、学校と話し合っ問題の解決に努めている。学校とは密接な連携を保っている。

その他、母親に心理的な問題があるために子供がケア・オーダーに付されて、この施設に来た子供が一人、また、かつて里親宅にいたが暴力行為等によってこの施設に収容されるに至ったというような暴力行為を原因とする子供が数人いる。

〔個別的質問とその回答〕

① 「この施設に収容されている子供は、ケア・オーダーに基づいてどのように措置されているのか。」

〔回答〕 「そうではない。ケア・オーダーが三人、両親が親権を保持した形で任意に子供を委託している子供が四人、両親が離婚の手続き中の為にここに居る子供が一人、裁判所が権限を持つ形になる子供 (Wards of Court) が一人となっ

ている (Matrimonial Causes Act ss. 2, 3)。このホームへのアクセスについて言えば、ソーシャル・サービスを通してのみ、子供はこの施設に入る。警察が家族の中で子供のアビュース等に気がついて、ソーシャル・サービスの手続きを経てこの施設に入る。」

② 「この施設の目標を教えてほしい。」

(回答) 「第一に少年たちに独立した生活の準備をさせること、第二に家族の中の生活に復帰する準備をさせることである。独立の生活を準備させた子供たちは多くがオックスフォードに住んでいて、時々遊びに来たりする子もいるが、家族に帰った子供は余り訪ねてくることがない。家族に帰る子供は大体短期間のケースが多く、問題が軽いことが多いので、家族へ帰った後で余りアフターケアが必要でないからかもしれない。」

③ 「この施設にいる子供とその家族との関係の修復を図るというが、それはどういう方法で実施するのか。」

(回答) 「スタートで、週に二―三回ここへ家族を呼んで、家族のソーシャル・ワーカーと子供のソーシャル・ワーカーの二人、それに親と子で話し合いの場を持つ。一定の改善が見られたら親子で話し合わせ、その時間を延長していく。問題によって異なるが、登校拒否の場合では、教育ソーシャル・ワーカーや教師も加わることがある。状況を見ながら、登校の回数を増やしたり、心理学の専門家の助言を受けたり、他機関との連携を考えていく。問題はきわめて個別的である。」

④ 「ソーシャル・サービスとの連携は、子供をこの施設に収容した後も続くのか。」

(回答) 「フィールド・ソーシャル・ワーカーがここに居る子供の一人一人についており、このフィールド・ソーシャル・ワーカーがこのホームのソーシャル・ワーカーや子供と家族のリンクとなって働いている。わわれはレジデンシャル・ソーシャル・ワーカーであり、われわれも、フィールド・ソーシャル・ワーカーもソーシャル・サービス部に属するオフィサーである。」

ソーシャル・サービスとの関係は、ソーシャル・サービスにプリンシプル・オフィサーがいて、このオフィサーとホー

ムのヘッド・オフィサーとが、月に一回会合を持って問題を検討している。カウンティは区(Division)に別れているが、そのデイビジョンごとのホームのヘッドを集めた会合が二か月に一回開かれる。」

⑤ 「里親宅で適応しなかった子供のケースをあげていたが、それは、どういう意味でうまくいかなかったのか。」

〔回答〕 「里親というのは非常に難しい面を持っている。一三―一四才にもなった少年が、よその家族仲間に融け込むことは、価値観の問題等があつて難しい。子供が里親の家族に期待はずれの感を持つことがあるし、小さい時に里子になった子供も思春期に入つてうまく行かなくなることがある。」

⑥ 「登校とケアの問題について聴きたい。」

〔回答〕 「長期の登校拒否は単純に登校だけの問題ではなく、他の問題の徴憑ということが多く、教育ソーシャル・ワーカーが長期欠席者を調査してその背景に家族問題を発見することがある。しかし、長期欠席だけがケアに付される唯一の原因ではない。暴力行為とかセクシュアル・アビューズが複合的に生じていることが多い。」

長期欠席者の親が子供の教育に否定的或いは消極的な為には、その影響で子供が登校しないような場合、従来なら、ソーシャル・サービスが裁判所に申し立てて、その結果としてケア・オーダーが出されたら(親は子供が一六才になるまで教育の義務がある)、ソーシャル・サービスの管轄に再度戻つて、ソーシャル・サービスが子供をこの種の施設に入れたが、現在はこの種の施設の空きがほとんど無いという実状である。ゆえに、今はソーシャル・ワーカーが指導するにとどまる。)

⑦ 「この種の施設でも家族的に生活させ、養子や里子という子供の保護の仕方は、その根底に子供は家族の中で育てることが望ましいという考え方が在るように思われるのに、家族に問題があれば、簡単にその自然的親子関係を否定して、ケアに付し、その中でファミリースタイルの生活をさせることは矛盾ではないか。」

〔回答〕 「そういうことも考えられるが、法律によつて両親は子供を一六才まで学校にやる義務があり、家族の中でそれがうまくいかず、他の生活方法で子供が学校に行くようになるかもしれない可能性があれば、その方法を取る。」

⑧ 「その場合、家族のリハビリテーションはどうするのか。」

(回答) 「フィールド・ソーシャル・ワーカーがその役割を担っている。彼等が家族と接触をして改善を図る。また、子供自身も週末やその他の機会に帰宅して両親と話し合い、週明けに施設に帰り、その内容を施設のソーシャル・ワーカーと話しあったりすることで、かなり改善の方向に進む。」

⑨ 「子供を家族から切り離しぎりの線はどこにあるか。」

(回答) 「われわれには両親をリハビリする責任はないから明確に言えないが、欠席児童を全部入れる訳ではない。二八年ソーシャル・ワーカーをしているが、一〇〜一五年前までは簡単にケアに付した。その頃は十分にこの種の施設があった。今は不足している。」

そこで、ケアに付するかどうかは、非常に難しい判断だが、これはフィールド・ソーシャル・ワーカーの判断による。そして、さらにその判断の基礎は教育ソーシャル・ワーカーの判断である。」

⑩ 「英国では古くから親権を剥脱する制度があり、また、機能しているが、日本では同じ制度が機能しない。沿革の違いがあるようにも思われるが、子供を社会のものとみるか、親のものとするか。」

(回答) 「法改正があり、この面についての変更があると思う。」

(以下、次号につづく。)